

第2次中野市障がい者計画

(2019年度～2023年度)

中野市

第2次中野市障がい者計画

(2019年度～2023年度)

中野市

ごあいさつ



障がい者を取り巻く生活環境等は、日々変化がなければならぬと、日ごろから感じて
います。

国では、平成30年3月に第4次となる「障害者基本計画」を、長野県では、今後6年間の障がい者施策を定めた「長野県障がい者プラン2018」をそれぞれ、策定し障がい者の施策の推進に努めているところであります。

市においては、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を平成29年度において策定したほか、平成27年度には、障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領を定め、障がい者施策の推進に向け、日々努力を重ねているところであります。

このたび、社会情勢など障がい者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「障がいのある人もない人もともに生きる中野市」を目指すため、「第2次中野市障がい者計画」を策定しました。

本計画は、5年間の重点的に取り組む必要のある施策や考え方を盛り込んでいます。本計画の実現に向けて、より一層の努力をして参りますので、市民の皆様をはじめ関係各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました中野市障がい者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

中野市長 池田 茂

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本目標	3
5 基本的視点	3
6 計画の策定方法	4
7 施策体系	5
第2章 現状と課題、施策の方向	6
1 地域生活の支援	6
（1）相談支援体制の充実	6
（2）福祉サービスの充実	7
（3）地域生活の移行支援	9
（4）生活の安定に向けた支援	10
（5）福祉人材の養成・確保	11
2 社会参加の促進	12
（1）社会参加の促進	12
（2）就労支援の推進	13
（3）情報コミュニケーション支援の充実	15
（4）スポーツ、文化芸術活動の振興	16
3 権利擁護の推進	17
（1）障がい者に対する理解の促進	17
（2）権利擁護・虐待防止の推進	19
4 安全で暮らしやすい地域づくり	21
（1）誰もが暮らしやすいまちづくり	21
（2）安全な暮らしの確保	22
5 切れ目のないサービス基盤の充実	24
（1）障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見	24
（2）教育との連携	26
（3）多様な障がいに対する支援	28
（4）障がい児支援の推進	29

資 料	31
1 アンケート調査結果	31
（１）意識調査の概要	31
（２）意識調査結果	32
問１ 性別	32
問２ 年齢	32
問３ 所有する障がい者手帳の種類	32
問４ 中野市の暮らしやすさ	33
問５ 不安や悩み	36
問６-１ 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔全体〕	38
問６-２ 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔身体障がい者〕	40
問６-３ 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔知的障がい者〕	42
問６-４ 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔精神障がい者〕	44
問６-５ 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔年齢別〕	46
問７-１ 障がい者施策について重要と感ずること〔全体〕	48
問７-２ 障がい者施策について重要と感ずること〔身体障がい者〕	50
問７-３ 障がい者施策について重要と感ずること〔知的障がい者〕	52
問７-４ 障がい者施策について重要と感ずること〔精神障がい者〕	54
問８-１ 運動・スポーツについて	56
問８-２ この１年間に運動・スポーツをしましたか	57
問８-３ 運動・スポーツの頻度	58
問９ 農業の仕事をしたと思いますか	60
問１０ 現在、困っていること、不便に感じていること	61
問１１ これからの中野市の障がい者福祉に望むこと	63
2 障がい者等の動向	65
（１）身体障がい者	65
（２）知的障がい者	69
（３）精神障がい者	71
（４）難病患者	72
3 中野市地域福祉計画及び障がい者計画策定委員会設置要綱	76
4 中野市地域福祉計画及び障がい者計画策定委員会名簿	77

第1章

はじめに

1 計画策定の趣旨

中野市では、長期行動計画「完全参加と平等を目指して」（10か年障がい者計画）を平成5年に策定し、障がい者施策を推進してきました。ノーマライゼーションの理念が徐々に市民の間に定着し、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れも大きく変化してきました。平成11年にこの計画の見直しを行い、中野市障がい者計画を、またその後、中野市と豊田村の合併等を踏まえ、平成24年度までを計画期間とする中野市障がい者支援計画を策定しました。さらに平成25年度には、次の5年間の計画である「中野市障がい者計画」により、様々な障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成25年度～平成29年度までの概ね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向を定めた「障がい者基本計画（第3次）」を策定し、施策分野の着実な取り組みが進められてきたほか、平成30年3月には第4次障害者基本計画を策定しました。計画では障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制限している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定め、施策の推進を図ることとしています。

さらに、障がい者に向けた福祉サービス提供等に関しては、平成18年10月に「障害者自立支援法」が完全施行され、身体・知的・精神の三障がい別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。その後、平成22年12月には、利用者負担について応能負担を原則とすることや相談支援体制の強化等を盛り込んだ障害者自立支援法の一部改正が行われたほか、平成25年4月からは「障害者自立支援法」を改正し、「障害者総合支援法」として施行、難病等の人々が障がい福祉サービス等の対象となるなど各種、福祉サービスを提供等しています。

また、県では、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取り組みをさらに加速させるため、平成30年度から6年間にわたる本県の障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2018」を策定しています。

このような状況の変化と、既往計画がその期間を終えたことから、中野市では新たな障がい者計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画であり、国の障がい者基本計画及び県の障がい者計画を踏まえつつ、策定されるものです。

◆障害者基本法第11条の3（抜粋）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

なお、障がい者福祉分野では、本計画のほか、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」が策定されています。同計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービスの提供等に関する項目が位置づけられています。（同計画は今後、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」のもとで定期的に改定予定となっています。）

3 計画の期間

本計画は、2019年度からの2023年度までの5年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆計画の期間

年度	2018 (H30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第2次中野市 障がい者計画	□ 策定	■	■	■	■	■					
次期計画 (予定)					□ 見直し	□ 見直し	■	■	■	■	■

4 計画の基本目標

障がい者施策は、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものであります。

共生社会は、行政や民間団体・企業、地域住民等全ての社会構成員が、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことにより、初めて実現するものです。

また、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに、社会のあらゆる活動への参加、参画を可能とするためには、その活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障がい者自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

中野市障がい者計画は、そのようなバリアフリー、ノーマライゼーション、インクルージョンの社会実現のための施策を総合的に推進するにはどのようにしたらよいかを考え、策定し、実行していくことを目標としています。

*インクルージョン：障がいがあっても、地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会

5 基本的視点

○ 地域での自立した生活への支援

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要とする人にできる限り適切な支援ができるよう、また、就労をはじめとする多様なニーズに応じることができるように施策展開を図ります。

○ 安心して暮らせる生活基盤の確保

障がい及び障がい者に関する理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益な扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取り組みを進めます。

また、障がい者の安全確保等を図るめに、災害時はもとより日頃から、障がい者一人ひとりに対する地域での支え合いを支援します。

○ 誰もが暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者を取り巻く、心理的、物理的などの様々な障壁を取り除き、安全で暮らしやすい生活を確保するために、障がいの有無にかかわらず、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの特性に応じた情報提供や情報保障に関する施策を充実するとともに、障がい者が文化・スポーツ等の様々な分野で活動できるよう社会参加の促進を図ります。

○ 保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

国際生活機能分類（ICF）の考え方をもとに、障がいを個人の問題と捉えず、障がいの原因となる疾病の予防、治療、リハビリテーション、障がい児の早期療育、特別支援教育、就労支援など、障がい

の内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の環境を整備するために、保健医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を図ります。

用語解説

※国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health；ICF）：2001年にWHO（世界保健機関）で制定され、障がい者を単に個人に属するものではなく、身体的な障がいや健康に関することに環境因子や個人因子が複雑に絡み合って相互作用しているものとの考え方。

6 計画の策定方法

これまでの中野市障がい者計画や、国の障がい者基本計画及び県の障がい者プランを基本としながら、社会情勢など障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえて見直しを行い、今後の課題や新たな施策を目標として加えるものとします。

策定にあたっては、福祉関係団体、サービス提供事業者等の代表者ならびに市民一般公募の委員からなる策定委員会において検討を行いました。

また、計画策定の基礎資料として、障がい者の実情を把握する目的で、在住する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、アンケート調査を行いました。

（策定委員会の開催状況等）

年 月	項 目	内 容
2018年（平成30）年 4月	公募委員の一般募集	広報なかの4月号に掲載
5月1日	策定委員の推薦依頼	
5月11日	計画策定業者選定	
6月28日～7月10日	アンケート内容検討	
6月28日	第1回計画策定委員会	正副委員長の互選、計画策定概要、アンケート調査について
7月12日～7月31日	アンケート調査実施・回収	31ページ以降のとおり
8月1日～8月31日	アンケート調査集計	31ページ以降のとおり
10月31日	第2回計画策定委員会	計画素案について
12月19日	第3回計画策定委員会	計画成案について
2019年（平成31）年 2月	パブリックコメント	
3月末	計画決定	

7 施策体系

本計画における障がい者福祉の施策体系は次のとおりとなっています。

1 地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 地域生活の移行支援
- (4) 生活の安定に向けた支援
- (5) 福祉人材の養成・確保

障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、支援します。

2 社会参加の促進

- (1) 社会参加の促進
- (2) 就労支援の推進
- (3) 情報コミュニケーション支援の充実
- (4) スポーツ、文化芸術活動の振興

就労や生きがいなど、障がい者の社会参加を促進します。

3 権利擁護の推進

- (1) 障がい者に対する理解の促進
- (2) 権利擁護・虐待防止の推進

障がい者の権利を守り理解を促進します。

4 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 誰もが暮らしやすいまちづくり
- (2) 安全な暮らしの確保

安全な生活環境づくりを進めます。

5 切れ目のないサービス基盤の充実

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見
- (2) 教育との連携
- (3) 多様な障がいに対する支援
- (4) 障がい児支援の推進

きめ細かい支援の充実に取り組みます。

第2章

現状と課題、施策の方向

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

①身近に相談できる体制づくり

【基本方針】

身近な地域で、生活の困りごとからサービス利用の手順など、様々な相談に応じられる体制の充実を図ります。

ライフステージや障がいに応じた保健、医療、福祉、教育、就労等の専門機関と連携した相談支援体制を構築します。

【現状と課題】

- 市役所担当部署、障がい者相談支援専門員、民生・児童委員等の相談窓口が多くありますが、障がい者から十分に活用されていない状況にあります。
- 相談支援機関には、ライフステージや障がいに応じた専門的な知識が求められ、専門機関との連携をさらに深めていくことが必要とされています。

【施策の方向】

- ・ 市役所担当部署の窓口のほか、障がい者の生活全般にわたる相談支援体制の充実を推進します。
- ・ 民生・児童委員が地域の気軽な相談窓口としての機能を継続していきます。
- ・ 福祉サービスや制度などの情報を、様々な障がい特性に応じた方法で、わかりやすく伝えていきます。
- ・ 社会福祉法人高水福祉会に北信6市町村合同で相談支援事業、相談支援機能強化事業、基幹相談支援センター業務を委託し、障がい者やその家族の総合相談窓口として機能の充実を図ります。（相談支援体制の充実 年間の相談件数462件以上）

②施設、病院等からの地域移行の充実

【基本方針】

住み慣れた地域での生活を望む障がい者のニーズに応じた相談体制を構築し、日中活動の場の確保、充実を図ります。

精神科病院の長期入院障がい者の地域移行支援、地域定着支援を推進します。

医療的ケアを必要とする在宅の重症障がい児者が地域で安心して暮らしていくために、医療的ケア児支援の協議の場と連携し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が利用できる医療型短期入所事業所

の確保を目指します。

【現状と課題】

- 精神障がい者の日中の居場所づくりのために、社会福祉法人高水福祉会に委託しデイホームを運営しています。
- 地域で生活する障がい者が増えていることから、安心して生活を送るための日常生活支援や相談体制の充実が必要です。

【施策の方向】

- ・ 地域で安心して生活することができるよう相談体制、権利擁護体制の確立を図ります。
- ・ 自立支援給付のほか、地域生活支援事業の地域活動支援センターなど日中活動の場の提供、充実に努めます。
- ・ 一方、地域や自宅に帰れない、難病や障がいの重い障がい児や障がい者は、引き続き施設、病院等で状況に対応し、安心して生活を送るための日常生活支援や相談体制の充実を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

【基本方針】

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護、就労支援等の日中活動サービスが提供されています。

平成25年4月1日から障害者手帳の取得ができない難病患者が障害者総合支援法の対象となり、障がいの特性を踏まえ、利用者のニーズに合ったサービス量の確保、サービス提供者側の支援体制の向上などに努めています。

【現状と課題】

- 障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスが再編されましたが、地域資源の不足により、サービスの利用につながらなかったり、規定のサービスに当てはまらない人もいる状況です。
- 単独での外出や移動が困難な障がい者のため、地域生活支援事業における移動支援事業や、インフォーマルなサービス等により、障がい者の移動や余暇活動の支援の充実が求められます。

【施策の方向】

- ・ 社会福祉法人、NPO法人や民間団体と連携し、障がい者のニーズに合わせたサービスを提供できるよう推進します。
- ・ 法定の個別給付や地域生活支援事業のサービス見込量を障がい福祉計画に掲げ、その確保を目指します。
- ・ 地域資源の掘り起こしを行い、インフォーマルなサービスにより、障がい者の地域生活の支援や充実に推進します。

- ・ 自立生活援助として、居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言ならびに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を行うために必要な支援を行います。

②施設の在り方の見直し

【基本方針】

障がい者が身近なところで施設を利用できるよう、生活介護施設、作業所を含めた就労施設の整備を図るとともに、障がい種別を越えて相互利用を進めます。

障がい者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、その活用を図ります。

【現状と課題】

- 障がい児の放課後等、学校以外の時間における健全な活動の場について支援しています。障がい児の様々なニーズに応じた活動の場の充実が求められています。
- 義務教育年齢の重症心身障がい児の入浴問題が、表面化してきました。

【施策の方向】

- ・ 障がい児の健全育成の場を充実するために、社会福祉法人やNPO法人が行う障がい児集団活動自立支援事業等の取り組みに対して、事業費補助などの支援を行います。
- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力し、インフォーマルなサービスを含めた障がい児福祉サービスの資源を開拓します。

③サービスの質の向上

【基本方針】

サービスの質の向上のために、サービス提供者への研修・学習の機会が保障されなければなりません。

現在利用しているサービス等について、当事者や家族を含めた評価や反省、振り返りなど事業の検証が必要です。

苦情は、サービスの質の向上を図るうえで重要な情報であるため、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保しながら解決し、サービスの向上につなげます。

【現状と課題】

- 障がい種別により多様な相談が寄せられています。
- ライフステージや障がいに応じた、より専門的な知識が求められています。
- 障がい福祉サービスの充実が図られている中で、法定サービスの隙間を埋めるインフォーマルなサービスが求められています。

【施策の方向】

- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力し、サービス提供者の支援レベル向上のための研修会等の開催について支援します。
- ・ 個々のニーズを地域の課題として捉え集約し、施策状況及びサービス提供状況を検証し、新しい制度・支援へとつなげていく仕組みを構築します。
- ・ 訪問入浴サービスについて研究します。

（３）地域生活の移行支援

①施設等から地域生活への移行の推進

【基本方針】

障がい者自身の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた自活能力を高めるための施策を推進します。

「障がい者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を推進します。

【現状と課題】

- 啓発・広報等により、障がい及び障がい者に対する理解の促進を図ってきました。
- 障がいがあってもグループホームなどを利用して、地域で自立した生活を送ることを希望する障がい者が増加しています。
- 家庭介護者の高齢化、親亡き後を心配し、施設入所を希望する人、退所・退院を拒む人も少なくありません。

【施策の方向】

- ・ 病院や施設から、直接地域での暮らしを始めるには不安があるので、関係機関と連携しながら、障がい者本人の能力等に応じて地域移行支援計画書を作成し、グループホーム等での宿泊体験により、スムーズな地域移行を図ります。
- ・ 年金以外の収入を得られるよう就労支援を行うほか、自活能力の向上を図り、地域生活の継続が可能となるよう地域定着支援を推進します。
- ・ 親が元気なうちに子どもを自立させるために、少人数向けのグループホーム入居支援等の民間の取り組みを総合的に推進します。

②住居の確保

【基本方針】

障がい者が地域での生活を継続できるよう、住宅環境の整備が必要です。

障がい者支援施設等に入所している人、精神科病院に長期入院している精神障がい者の地域移行・地域定着のため、生活の場となるグループホームの整備を支援します。

【現状と課題】

- 施設入所者、長期入院の精神障がい者だけでなく、在宅生活を送っている人でグループホームへの入居を希望する人が増えています。
- 新たに開所するグループホームが少なく、入居を希望しても入居できない状況にあります。

【施策の方向】

- ・ 身体障がい者の在宅での生活を継続するために必要な住宅改修費の補助を実施します。
- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力し、グループホームとなる物件探し、安価な家賃のアパートの確保など、新たな資源の確保に努めます。

（４）生活の安定に向けた支援

①経済的自立の支援

【基本方針】

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援します。

障がい年金など個人の財産については、障がい者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援します。

【現状と課題】

- 市内には、障害者総合支援法による就労移行支援施設がなく、また、就労継続支援施設も少ないため、市外の施設へ通う障がい者が多くなっています。
- 企業側の障がい理解、障がい者自身の仕事の適性を考えるためにも企業での実習は必要です。企業の協力により実習先は増えつつあるものの、まだ少ない状況にあります。

【施策の方向】

- ・ 障がい者等の雇用拡大のため、企業への障がい理解の促進と、障がい者雇用に係る国の企業助成金制度等の周知について関係機関と協力して実施します。
- ・ 障がい者就労施設等の工賃アップのため、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がいのある人の多様な就労機会の確保と自立を促進します。
- ・ 多くの障がいのある人の収入が年金・手当に頼っていることから、安定した生活を保障するために手当等の充実を促進します。

(5) 福祉人材の養成・確保

① 専門職種の養成・確保

【基本方針】

社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の質的、量的充実を図ります。

【現状と課題】

- 障がい者が安心して地域生活を送るためには、保健、医療、福祉サービスの担い手が必要であることから、障がいのある人を支える多様な職種の養成やその活動の充実が求められています。

【施策の方向】

- ・ 多様な障がいに対応し、また、ライフステージや障がいに応じた保健・福祉・医療の問題に的確に対応するための研修会等の開催に協力し、専門性の向上を支援します。
- ・ 問題解決のための知識や技術、情報等を広げるべく圏域や県単位での支援体制の構築に向けて協力します。

2 社会参加の促進

(1) 社会参加の促進

① 自立及び社会参加の促進

【基本方針】

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、身体機能または生活能力の維持・向上のための訓練を提供します。

障がい者が社会の一員として地域で共に生活することができるようにし、その生活の質的向上が図られるよう、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。

【現状と課題】

- 地域において、障がいの程度にかかわらず、生きがいを持ち充実した生活を送るために、個々のニーズに応じた日中活動の場の確保・充実がますます求められています。
- コミュニケーション手段の確保のため、手話通訳者、要約筆記者などの人材育成の必要があります。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法による地域生活支援事業のうち、市が実施するコミュニケーション支援、移動支援等の事業を充実させ、障がい者の社会参加の支援を図ります。

② 余暇活動の支援

【基本方針】

生きがいを持ち充実した生活を送るためには、余暇活動も重要な要素です。イベント等に参加するだけでなく、障がい者自身が自らの希望をもとに企画・立案・実施に関わることができるように支援することも必要です。

【現状と課題】

- 障がい者の中には、余暇の楽しみ方、見つけ方がわからない人が多くいます。また、利用している施設の行事以外の情報が少なく、選択肢が限られています。

【施策の方向】

- ・ 社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出について、困難を感じる障がい者が多いことから、様々な文化・レクリエーション活動等に気軽に参加できる環境整備とともに、身近な地域における交流促進も含めて参加機会の確保に努めます。
- ・ 身体・知的・精神障がい者による連絡協議会の交流事業に対して支援します。

(2) 就労支援の推進

①障がい者雇用率制度を柱とした施策の推進

【基本方針】

障がい者雇用率制度は、障がい者の雇用促進策の根幹となる柱であり、障がい者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度です。今後とも当該制度を中心として、障がい者雇用の一層の促進を図っていきます。

公共職業安定所等の就労・雇用に関する関係機関と協力し、企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用管理のノウハウの情報提供に努めます。

【現状と課題】

- 障がい者が自立し、社会参加していく上で就業は大きな役割を持つことから、合理的配慮の提案に関する企業の理解を促進し、障がい者が安心して働けるような環境を整えていく必要があります。
- 障がい者雇用に関する助成金制度の周知など、各関係機関が連携して雇用側への支援も行っていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 国の障がい者試行雇用（トライアル雇用）事業等の支援制度について、公共団体を含む事業主に対してへの周知を行うとともに、中野市中高齢者等雇用促進奨励金交付事業の利用促進を進めて障がい者雇用促進を図っていきます。
- ・ 雇用分野において、障がいのある人となない人との均等な機会及び待遇の確保が図られるよう関係機関と連携し、雇用側に働きかけをします。
- ・ 障がい者雇用に関する国のガイドラインを順守し、障がい者雇用率制度を適正に運用するよう指導推進します。

②障がい特性に応じた就労支援

【基本方針】

- ・ 精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。
- ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進するために、障がい者向けの職業訓練を実施します。

【現状と課題】

- パソコン等の利用・活用が障がい者の働く機能を引き出し、経済的自立を促す効果は大きいことから、その活用による職業能力の開発を促進する必要があります。

【施策の方向】

- ・ 中高職業訓練協会に委託している障がい者のためのパソコン講習会を充実するなどして、情報通信機器の活用による就労機会の拡大を図ります。

③雇用、保健福祉、教育との連携

【基本方針】

障がい者の雇用促進を効果的に行うため、障がい者の職業生活全般にわたり福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら施策を推進します。

【現状と課題】

- 障がい者の自立を促進するため、個々の適性に応じた就労が可能となるように、障害者総合支援法に基づく自立訓練や就労移行支援等を活用するなど、就労に向けた一層の支援が求められています。

【施策の方向】

- ・ 障がい者の身近な地域において就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施し、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携した支援体制のもと、支援します。

④雇用への移行を進める支援策の充実

【基本方針】

障がい者試行雇用（トライアル雇用）事業等の活用、就労施設等における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図ります。

一般就労を希望する障がい者に対し、障害者総合支援法による就労移行支援を活用し、就業促進に努めます。

【現状と課題】

- 特別支援学校卒業後、就労移行支援を活用する障がい者が増える見込みであり、就労移行支援を実施する事業所が市内にはなく、市外にも事業者が少ない状況です。

【施策の方向】

- ・ 農福連携推進事業で、就労継続支援A型事業所の支援を行います。
- ・ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、就労支援事業所等と連携し、職場の見学、実習について、その見学、実習先の確保拡大を図ります。
- ・ 就職してから職場に定着できるよう、障がい者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の周知を図ります。
- ・ 就労定着支援として、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

(3) 情報コミュニケーション支援の充実

①情報バリアフリー化の推進

【基本方針】

障がいのある人もない人も、平等に情報が得られることが必要です。生活情報や制度利用のための情報、政治に関する情報など、必要最低限の情報を等しく受信できるよう施策を推進します。

【現状と課題】

- 情報が障がい者に届かない等の情報格差により、公共サービスの平等な利用ができない場合があります。
- 情報の伝達には、障がいの特性に応じた個別の配慮が必要です。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法による地域生活支援事業において情報・意思疎通支援用具を給付し、障がい者の情報受信を支援します。
- ・ 公共施設等へのピクトサイン（案内用図記号）の設置や写真による案内など、視覚支援の充実を図ります。

②情報提供とコミュニケーション支援体制の充実

【基本方針】

コミュニケーション障がい等の様々な障がいのある人は、それぞれに応じた配慮が必要ですが、まだ効率的な方法が確立していない状況であり、コミュニケーション方策について検討します。

公共サービスにおいて、音声や点字などで情報提供を図ります。

【現状と課題】

- 手話通訳士を設置しています。
- 手話通訳、要約筆記の派遣事業を実施していますが、派遣内容が決められており、利用できないことがあります。
- 聴覚障がい者が気軽に相談できる場が不足しています。
- 各種会合や広報紙などで、知的障がいのある人への社会への参画を意識した配慮が不十分です。
- 手話ができる人が限られており、拡大が必要です。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法による地域生活支援事業において情報・意思疎通支援用具を給付し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
- ・ 手話通訳・要約筆記者の養成講座を開催し、人材を確保するとともに、障がい者がコミュニケーションできる環境の整備に努めます。

(4) スポーツ、文化芸術活動の振興

① スポーツ、文化芸術活動の振興

【基本方針】

障がい者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障がい者にとって利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図ります。

文化芸術活動の公演・展示等において、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を行うとともに、県障がい者芸術・文化祭への参加を推進します。

【現状と課題】

- 北信地区障がい者スポーツ大会を県・市町村及び関係団体と共同開催し、障がい者のスポーツ活動の機会を提供しています。
- 福祉ふれあいセンター等において、イベントや講座を開催し、交流とふれあいの場の創出を図っています。
- 中山晋平記念館・高野辰之記念館など公共施設の入館料等について、身体・知的・精神障がい者の統一した減免措置を実施しています。

【施策の方向】

- ・ 長野県障がい者スポーツ協会や関係団体と連携し、障がい者スポーツ・レクリエーションの指導者の確保・充実に努め、障がい者スポーツの充実に努めます。
- ・ 障がい者が気軽に文化芸術活動に親しむことができるようなイベントや講座の開催に努め、また、啓発・広報活動の充実ににより、できるだけ多くの人が参加できるような機会の創出に努めます。
- ・ 2020年には東京パラリンピック、2027年には第27回全国障害者スポーツ大会が長野県で開催されることから、ムーブメントを活用し、関係機関と協力により、より多くの人がスポーツに親しめる機会の提供、環境づくりに努めます。(障がい者スポーツ体験会等を実施する。1回以上)

3 権利擁護の推進

(1) 障がい者に対する理解の促進

①啓発・広報活動の推進

【基本方針】

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、行政はもとより企業、NPO法人等民間団体との連携による啓発活動を推進します。

市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ、地域新聞等のメディアの協力を得て、市民理解促進のための広報活動を計画的かつ効果的に実施します。

障がい者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

【現状と課題】

- 啓発・広報等により、障がい及び障がい者に対する理解の促進を図ってきたところですが、依然として偏見などの「心の壁」があることから、障がいを理由に差別や偏見の目で見られることなく、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、障がい者の理解を促進する機会の充実により、市民への障がい者に関する理解の促進を図っていくことが必要になります。

【施策の方向】

- ・ 「障がいのある人となない人が等しく基本的人権を尊重され、生活や活動において平等な選択の機会が確保される共生社会」の実現に向け、誰もが障がいについて正しい知識を持つことができるよう、積極的に情報提供し、啓発に努めます。
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な活用に必要な配慮等について周知を図ります。
- ・ ヘルプマーク（義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人が、周囲に知らせるマークとして、長野県が作成し配布する）の普及に取り組みます。

②福祉教育等の推進

【基本方針】

小中学校等において、交流や体験学習を通じた福祉教育を進め、障がいや障がい者についての理解を深めます。

福祉講座や講演会など生涯を通じた福祉教育の実施に向け、障がい者の理解の促進につなげていきます。

保健福祉事務所、更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター等の福祉、保健サービスの実施機

関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開します。

【現状と課題】

- 障がい者に対する理解を深めるため、学校と障がい福祉施設利用者との交流、福祉体験学習を通じ、ボランティア意識や思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育を実施していく必要があります。
- 多様な障がい特性、障がい者への必要な合理的配慮を理解して、手助けや配慮ができるよう生涯学習でも福祉教育を実施する必要があります。

【施策の方向】

- ・ 幼少期からの福祉教育や交流活動の充実を図り、障がいや障がい者への一層の理解の浸透に努めます。

③行政サービス等における配慮

【基本方針】

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使できるように配慮します。

【現状と課題】

- 障がい者が地域において安心して生活するためには、行政機関の職員等の障がいに対する理解が不可欠です。
- 行政機関の事務・事業の実施については、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成28年3月策定）」を遵守し、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする必要があります。

【施策の方向】

- ・ 行政機関の職員等に対する障がい者理解を促進するため、必要な研修を実施するとともに、窓口等における障がい者への合理的配慮を徹底します。

④ボランティア活動の推進

【基本方針】

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

【現状と課題】

- 障がい者が安心して地域生活を送るためには、保健、医療、福祉サービスの担い手とともに、地域住民による支え合いが必要であることから、障がい者を支えるボランティアの養成や、その活動の充実が求められています。

【施策の方向】

- ・ ボランティアルーム「あんと」を通じ、ボランティア活動を支援するとともに、各種の情報発信を行い、意識の啓発に努めます。
- ・ 信州あいサポート運動等を活用し、障がい者に対して自然に手助けすることができる人材の育成に努めます。

⑤障がい者差別解消支援地域協議会を組織

【基本方針】

北信地域障がい福祉自立支援協議会内に、「北信圏域障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者差別を解消するために関係者が話し合う場をつくり、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談を通じた事例を踏まえた差別解消の着実な取り組みを推進します。

【現状と課題】

障がいのある人に対する差別を解消する必要があります。

【施策の方向】

協議会を通じて、障がいがある人に対する差別事案を検証し、差別のない地域をつくります。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

①権利擁護の推進

【基本方針】

障がい者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する日常生活支援事業、成年後見制度など障がい者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムの利用の促進を図ります。

障がい者の虐待防止に努め、障がい者の人権、生活の安全、財産を守ります。

【現状と課題】

- 中野市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業において、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、助言や情報提供、日常的な金銭管理や通帳等の預りなど利用者が安心して自立した生活を送れるよう努めています。
- 成年後見制度は浸透しつつありますが、北信圏域で設置した「北信圏域権利保護センター」とともに、成年後見制度の周知をさらに進める必要があります。
- 支援をする側の体制や、支援につなげていく流れができあがっていない面も見られます。
- 中野市障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援に努め、虐待件数を限りなく減らします。
- また、親が病気や認知症になり子と立場が逆転すると、子の親に対する虐待や困窮世帯化することが考えられます。(重い障がいを抱える人々の※8050問題)

- 重い障がいを抱える人々の８０５０問題は、親の寿命が尽きる直前まで介護するケースが多く、一方利用者の重度・高齢・病弱化と医療的ケアの必要性が高まり、施設は地域に向けてさらなるセーフティーネット機能の強化が求められています。親は重い障がいを抱える人々を自身の最後まで守るという意識が高く、施設入所を断るケースがみられます。

【施策の方向】

- ・ 障がい者の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムの活用を促進します。
- ・ 成年後見制度利用促進計画を策定し、計画に基づいた利用促進を図ります。
- ・ 障がい者やその家族だけでなく、地域の人々に虐待の予防、早期発見を啓発し、障がいのある人の安定した生活や社会参加を助けるために虐待の防止に取り組みます。
- ・ 重い障がいを抱える人々の８０５０問題に対しては、身近な地域で最重度者を含む生活支援拠点づくり、ライフステージに沿った集中的な支援体制の強化や継続支援ネットワークの構築、早い段階から支援サービス利用体験の推進や相談が可能なケアコミュニティづくりが必要です。

※8050問題：ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

②雇用の場における障がいのある人の人権の擁護

【基本方針】

企業等において雇用差別や、使用者による障がい者虐待など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、適切な措置を講じていきます。

【現状と課題】

- 企業内における役員及び職員の人権教育の向上を図るため、以前から実施してきた市企業人権教育推進協議会の活動を助成し、また、会員企業あて資料の送付を行い啓発に努めています。

【施策の方向】

- ・ 使用者や職場内での障がい者虐待を防ぎ、障がい者の人権や権利を擁護するため、障害者虐待防止法の一層の周知徹底を図ります。

4 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくり

①住宅、建築物のバリアフリー化の推進

【基本方針】

障がい者の特性や障がい者のニーズに対応した適切な設備・仕様への改造を推進します。

また、多数の者が利用する一定の建築物についてのバリアフリー対応により、全ての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進します。

公共施設等について、全ての人の利用に配慮したバリアフリー化を推進します。

【現状と課題】

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの充実のほか、バリアフリーに配慮した公営住宅の整備や住宅改修費用の助成の推進など、自立した生活ができる住居の総合的施策を一層充実していく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 「中野市障がい者・高齢者にやさしい住宅改良促進事業」、「中野市障がい者等日常生活用具給付事業」等より、自立した生活ができるよう住宅改修にかかる費用の助成をします。
- ・ 市の公共施設の整備や改修を随時行うとともに、民間の特定施設の建築の際には「中野市人にやさしい建築物整備促進事業」により補助を行います。
- ・ 障がい者など全ての人が安心して行動できるように、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進します。

②交通バリアフリー化

【基本方針】

道路については、歩道の整備や歩行者等を優先するエリアの形成等を通じて、誰もが安全で安心して歩行できるようバリアフリー化を図ります。

また、公共交通機関の利用が困難な人に対しての移動手段の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、福祉有償運送の活用を含め適切な対応を図ります。

さらに、全ての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の統一的な提供や障がい特性に配慮した情報提供を推進するとともに、交通バリアフリーの普及・啓発活動の展開により、市民の理解の浸透を図ります。

【現状と課題】

- 障がい者の行動範囲拡大のために、障害者総合支援法による同行援護（ガイドヘルパー）のほか、気軽に外出できる環境づくりが必要です。特に、バス・鉄道路線以外の地域では以前から交通手段の確保が課題となっています。

- やさしい地域づくりを総合的に推進する中で、障がい者に配慮した環境整備を推進するとともに、交通弱者の交通手段の確保として、社会福祉法人等による福祉有償運送サービスや地域住民の支え合いによる移動支援などについて検討していく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 全ての人が安全に歩くことができるよう「やさしい歩道づくり事業」により、歩道の環境整備に努めます。
- ・ 安全にかつ安心して外出し移動できるよう、道路環境のバリアフリー化等、障がい者に配慮した構造に心掛けるとともに、横断歩道の安全な横断ができるよう、関係機関と連携した取り組みを行います。
- ・ 社会福祉法人等による福祉有償運送サービスを支援します。また、各地域におけるボランティア移送を支援するための仕組みなどについて検討します。
- ・ 誰もが使いやすい道路にするため、移動の妨げとなる看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。
- ・ 県が実施する信州パーキングパーミット制度（公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な人に県内共通の「利用証」を交付する制度）の普及・啓発を推進します。

（２）安全な暮らしの確保

①防災対策

【基本方針】

大規模な災害発生時には、地域で暮らす障がい者などは、情報の入手や自力での避難が困難で大きな被害を受けると想定されます。

災害対策基本法が改正されたことから、「中野市障がい者等防災・避難マニュアル」及び「中野市災害時支援制度」を見直し、再度、安全で迅速な避難体制を確立する必要があります。

【現状と課題】

- 多くの障がい者が災害時等緊急時に自分だけでは動けないといった不安を感じています。

【施策の方向】

- ・ 災害対策基本法に基づき、災害時において、より支援の必要な「避難行動要支援者名簿」を作成し提供することで、平常時から災害発生に備え、避難支援等関係者との連携を深めていきます。
- ・ 必要に応じ、避難行動要支援者の避難に関する個別計画を策定します。
- ・ 障がいの特性を踏まえ、多様な情報伝達手段の確保に努めます。
- ・ 一般の避難所では対応困難な障がい者のために、障がい特性を理解し、受け入れをする福祉避難所を確保します。（１ヶ所以上）
- ・ 普段から緊急時や災害時における連絡体制や支援内容について、地域で暮らす障がい者や家族、地

域関係者に周知を図るとともに、模擬訓練参加により不要な不安を除去するように努めます。

- ・ 洪水時・土砂災害時避難確保計画に基づく避難ができるよう、避難訓練の充実を図ります。

②防犯対策

【基本方針】

近年、情報化社会が進んでいることから、障がい者もインターネット等の犯罪に巻き込まれるケースや悪徳商法の標的となり被害に遭うケースが増えてきています。

地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障がい者に対する防犯知識の普及及び事故時における障がい者への援助に関する知識の普及に努めます。

【現状と課題】

- 適切な支援者がいないことで、障がい者に正確な情報が伝わらず、理解できずに被害に遭う状況にあります。
- 障がい者が分かりやすい情報提供と学習の機会を作る必要があります。

【施策の方向】

- ・ 消費者被害に関する学習など、障がい者や関係者を対象とした啓発を行います。
- ・ 障がい者や家族への見守りを強化するとともに、成年後見制度の活用や、法テラスなどの利用周知を図ります。

5 切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見

① 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

【基本方針】

周産期医療等の充実、妊産婦の健康教育、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施、また、糖尿病等生活習慣病の予防等について、「中野市健康づくり計画 なかの健康ライフプラン21 第2次」等に基づき、学校、職域及び地域において健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の推進、充実に図ります。

【現状と課題】

- 保健福祉事務所や医療機関等関係機関と連携し、障がいの発生予防、リハビリテーションに努めていますが、障がいを軽減し、自立した生活を送るためには、今後とも各種健（検）診や保健指導の充実など障がいの発生予防と健康づくりの普及等に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 各種健（検）診結果から重症化予防を重点とした保健指導を推進します。

② 障がいの原因となる疾病等の治療

【基本方針】

障がいの原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保、市や保健福祉事務所等による相談指導、訪問指導等の保健サービスと福祉サービスの提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。

【現状と課題】

- 障がいの予防や軽減を図るため、乳幼児期の母子保健施策等により、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療に一定の成果をあげていますが、今後とも関係機関等と連携し、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 各専門機関と連携し、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。

③ 障がいの早期発見

【基本方針】

「中野市健康づくり計画 なかの健康ライフプラン21 第2次」等の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障がい

の早期発見を徹底します。

【現状と課題】

- 妊婦一般健康診査、先天性代謝異常検査、乳幼児健康診断等、母子保健事業の充実と受診率の向上を図っています。

【施策の方向】

- ・ 1歳6ヶ月児健診、2歳児健診、3歳児健診における臨床心理士の相談体制の充実により、要観察児の早期発見に努めます。

④障がいに対する医療、医療的リハビリテーション

【基本方針】

障がいの早期発見と療育は、その後の障がいの軽減や発達について影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障がいに対応した発達を支援します。

骨、関節等の機能や感覚器機能の障がい及び高次脳機能障がいなど、回復が期待されるものについては、医療的リハビリテーションの確保を図ります。

人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する継続的な医療が必要な障がい者に対しては、医療の提供、医学的相談体制の整備等、保健・医療サービス提供の充実を図ります。

【現状と課題】

- 障がい者が自立した生活を送るために、関係機関と連携し、今後ともリハビリテーションの充実とともに重症化予防のための保健指導に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療（更生医療・育成医療）や補装具費の支給について、適切に実施します。
- ・ 母子通園訓練施設「いちご学園」の充実を図り、医師、理学療法士等による療育指導に努めます。

⑤心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療

【基本方針】

市民の心の健康づくりと精神疾患の早期発見・早期治療について、正しい知識の普及を図ります。

【現状と課題】

- 各年代において、心の健康を保つための関心を高め、自ら対応できる知識等の普及を図るため、関係機関と連携し、推進していく必要があります。
- うつ病は誰もが発症する可能性があります。また、自殺の多くはうつ病が背景にあると考えられることから、病気を理解し早期対応、自殺予防の対策が必要です。

- 精神疾患の早期発見、治療、再発防止のため、保健福祉事務所・医療機関等関係機関と連携を図りながら、より一層の治療環境が充実するよう取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ・ 心の病気に対する理解と適切な対応についての普及啓発を関係機関と連携し推進します。
- ・ 自殺防止の啓発、自殺防止ゲートキーパーの育成、専門医による心の健康相談実施等の対応を推進します。

（２）教育との連携

①早期からの一貫した相談支援体制の整備

【基本方針】

障がいのある子どもの障がいを早期に発見し、発達に応じた必要な支援を行うため、関係機関が適切な役割分担の下に連携し、一人ひとりのニーズに対応して適切な支援を行います。

乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性に鑑み、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児から学校卒業後までの一貫した効果的な相談支援体制の構築を図ります。

【現状と課題】

- 小中学校は、特別支援コーディネーターを中心とした校内就学相談委員会を設置し、適切な教育相談を進めるとともに、市就学相談委員会と連携し、適切な支援に努めています。
- 乳幼児期については保健師や保育士が相談に応じ、支援しています。

【施策の方向】

- ・ 教育、福祉、保健、医療等関係機関との関係者会議を開催するなど密接な連携を図り、一貫した相談・支援体制を整備します。

②就学期の支援

【基本方針】

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指し、個別の教育的ニーズに応えるため、多様で柔軟な仕組みや、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、「多様な学びの場」を確保します。

【現状と課題】

- 早期からの支援や教育・就学相談や、就学後の継続的な相談・支援を行い、家庭や関係機関と連携した教育支援に努めています。

【施策の方向】

- ・ 個別の教育的ニーズに応えるため「多様な学びの場」を整備するとともに、家庭や関係機関と連携した教育支援体制の充実に努めます。

③指導力の向上と関係機関との連携の充実・多様化

【基本方針】

学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取り組みを可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築により、一人ひとりの教員及び教育に関わる専門職員の教育・療育・相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。特に、平成30年5月の文部科学省・厚生労働省通達の「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を受けて、学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が示されており、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる支援体制の整備が求められています。文部科学省・厚生労働省から家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」が示されました。

【現状と課題】

- 障がいの状態や発達段階、特性に応じて、教育内容や方法等に配慮し、特別支援学校などと連携を図っています。

【施策の方向】

- ・ 障がいのある子どもに対し、一人ひとりにあった適切な教育的支援を行うことができるよう、教員等関係者の専門性の向上を図ります。
- ・ 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築のための「連絡会議」、「研修会」等を定期的に開催し、連携を強化します。
- ・ 教職員への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知を進め、資質向上に努めます。

④社会的及び職業的自立の促進

【基本方針】

障がいのある子どもが、進路を主体的に選択できるよう、子どもの実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からキャリア教育の充実に図り、就労支援に努めます。

また、後期中等教育（特別支援学校高等部・高校など）及び高等教育（大学など）への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実に図るとともに、在宅で生活する重症心身障がい児（者）に対し、適切な医療的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等に療育等に関する理解を深めるための支援を行います。

【現状と課題】

- 学校では障がいのある子どもたちへの正しい理解と協力が得られるよう研修会へ積極的に参加しています。また、個々の子どもの能力・才能を伸ばす教育課程の工夫を行っています。

- 特別支援学校高等部に協力し、一般の会社や就労センター、共同作業所などでの見学・実習を通して、社会での理解と協力を得られるよう研修会の伝達に努め、支援の一層の充実を図っています。

【施策の方向】

- ・ 障がい特性により、対人関係に問題のある生徒に対し、生活技能訓練（ＳＳＴ）を実施し、学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 障がいのある子どもの健全育成のための放課後等デイサービス事業給付の実施などにより、障がいのある子どもの自立促進や健全育成を図ります。
- ・ 保護者等に療育等に関する理解を深めるための支援として、相談窓口、情報提供の推進、保護者同士の交流の場等の促進、専門家による保護者への相談支援等を実施します。

⑤施設のバリアフリー化の促進

【基本方針】

教育・療育施設において、障がいの有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。

障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進します。

【現状と課題】

- 学校施設のバリアフリー化を推進するため、施設の整備点検を行っています。
- すべての小中学校にエレベーターを設置することは、建物の構造や財政面等から厳しい状況です。

【施策の方向】

- ・ 障がいのある児童・生徒の安全な学校生活のため、スロープ、エレベーター設置等の施設整備を研究します。

（３）多様な障がいに対する支援

①各種障がいへの対応

【基本方針】

自閉症スペクトラム障がいや注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい者、高次脳機能障がい者のほかに、平成25年4月1日からは、身体障害者手帳の取得ができない難病患者が障がい者総合支援法によるサービス等の対象となりました。

障がい特性に合ったサービス提供とサービス提供者側の支援レベルの向上が求められます。

【現状と課題】

- 障がいの特性により規定のサービスに当てはまらなかったり、支援体制が整わず支援体制の質が問われるなどの課題があります。

【施策の方向】

- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会や医療関係者と協力し、福祉サービス提供者の資質向上に努めます。
- ・ 障がい者への支援をより効果的かつ効率的に実施するため、障がい者やその家族が障がいについて正しい知識を得られるよう支援していきます。

②障がい者に対する適切な保健サービスと情報提供**【基本方針】**

障がい者及び難病患者に対する保健サービスや福祉サービスの提供体制について検討し、その充実を図ります。

【現状と課題】

- 生活習慣病の発症により障がいを持つケースが増加しています。

【施策の方向】

- ・ 障がいの発生予防や早期発見に効果的な保健・医療サービスの充実や、中途障がいを克服するための福祉サービスについての情報提供を行います。

（４）障がい児支援の推進**【基本方針】**

児童福祉法に位置づけられる障がい児分野サービスの充実、利用促進を図る必要があります。

【現状と課題】

障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、療育の場の確保に努めなければなりません。

【施策の方向】

児童発達支援センターを設置の方向で検討しつつ、以下の事業を進めます。

- ・ 児童発達支援事業
障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- ・ 放課後等デイサービス事業
授業の終了後、または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
- ・ 保育所等訪問支援事業
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

※児童発達支援センター：障がい児を日々保護者のもとから通わせて日常生活における基本的動作の指導、
独立自活に必要な知能技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する施設。

資料

① アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障がいをお持ちの人が福祉に関してどのような生活状況や考え、要望などをお持ちであるかを把握し、今後の施策や事業に活かしていくための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。実施の概要、および結果については、以下のとおりとなっています。

(1) 意識調査の概要

- 調査目的 : 中野市では、『第2次中野市障がい者計画』の策定にあたり、障がい者の意識調査、中野市に対する意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としている。
- 対 象 : 中野市に居住する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの市民
- 実施時期 : 調査票の検討……………平成30年6月28日～7月10日
調査票の配布・回収……………平成30年7月12日～7月31日
(20日間)
入力・集計……………平成30年8月1日～8月31日
- 調査方法 : 返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方式
- 配布・回収状況 : 配布票数 : 200票
(身体障害者手帳 80票 40%)
(療育手帳 70票 35%)
(精神障害者保健福祉手帳 50票 25%)
回収票数 : 91票
回収票率 : 45.5%
- 集計方法 : 電子計算機による集計
- そ の 他 : 複数回答の設問については、回答の合計が回収票数を上回る場合があります。
調査結果の数値は、原則として百分率で表記した。百分率の値は、小数点以下第

2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記している。したがって、内訳を合計しても100%に合致しない場合がある。

(2) 意識調査結果

【回答者の基本属性】

問 1 性 別

	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 男性	41	45.6%
2. 女性	49	54.4%
<合計>	90	100%

注) 性別不詳1名を除く

問 2 年 齢

	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 0～9歳	1	1.1%
2. 10～19歳	3	3.3%
3. 20～29歳	14	15.6%
4. 30～39歳	12	13.3%
5. 40～49歳	15	16.7%
6. 50～59歳	17	18.9%
7. 60～69歳	19	21.1%
8. 70歳以上	9	10.0%
<合計>	90	100%

注) 年齢不詳1名を除く

問 3 所有する障がい者手帳の種類

<複数回答>

	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 身体障害者手帳	41	41.8%
2. 療育手帳	34	34.7%
3. 精神障害者保健福祉手帳	23	23.5%
<合計>	98	100%

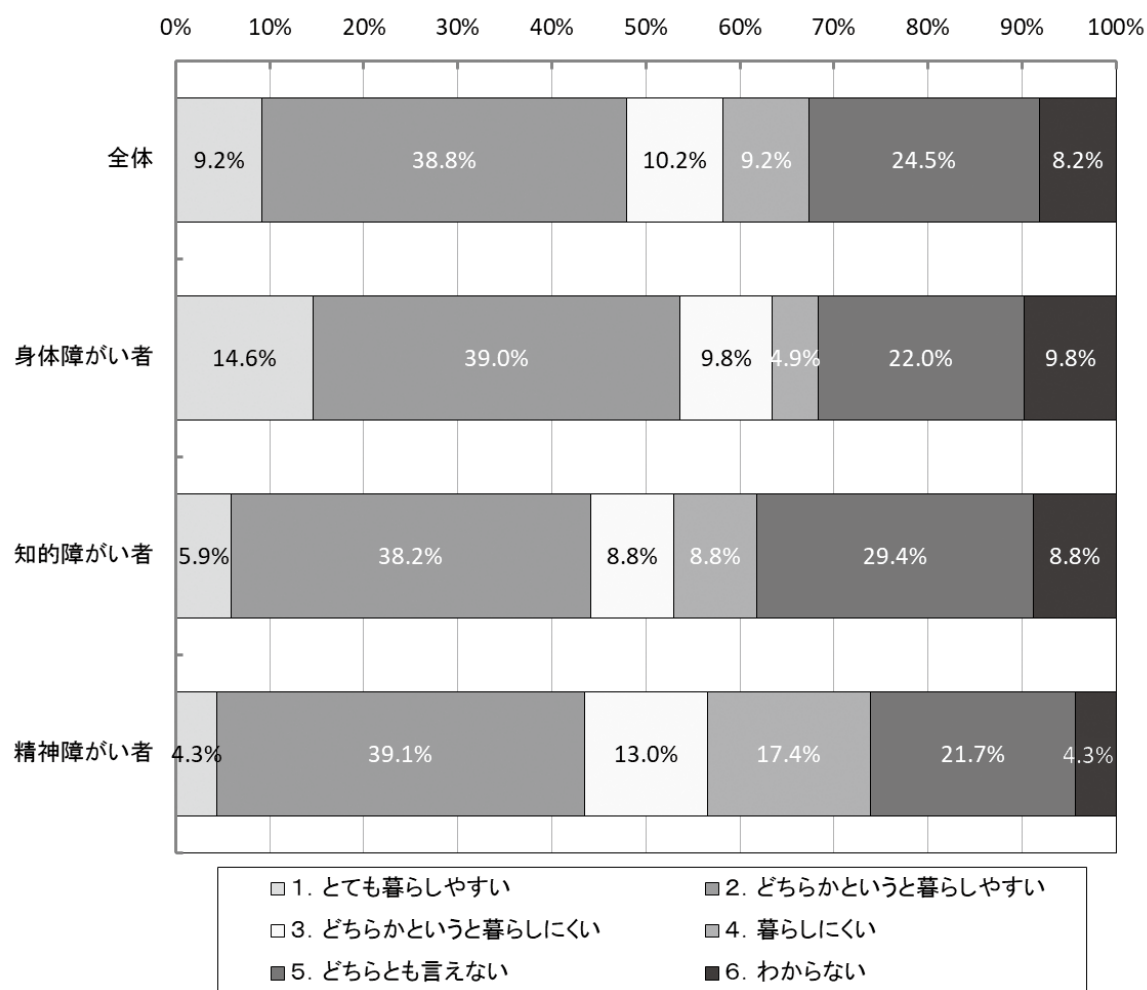
【暮らしに関わる状況や要望】

問 4 中野市の暮らしやすさ

全体の約48%が暮らしやすい（「1. とても暮らしやすい」、「2. どちらかという暮らしやすい」）と回答しています。暮らしにくいのは約9%でした。

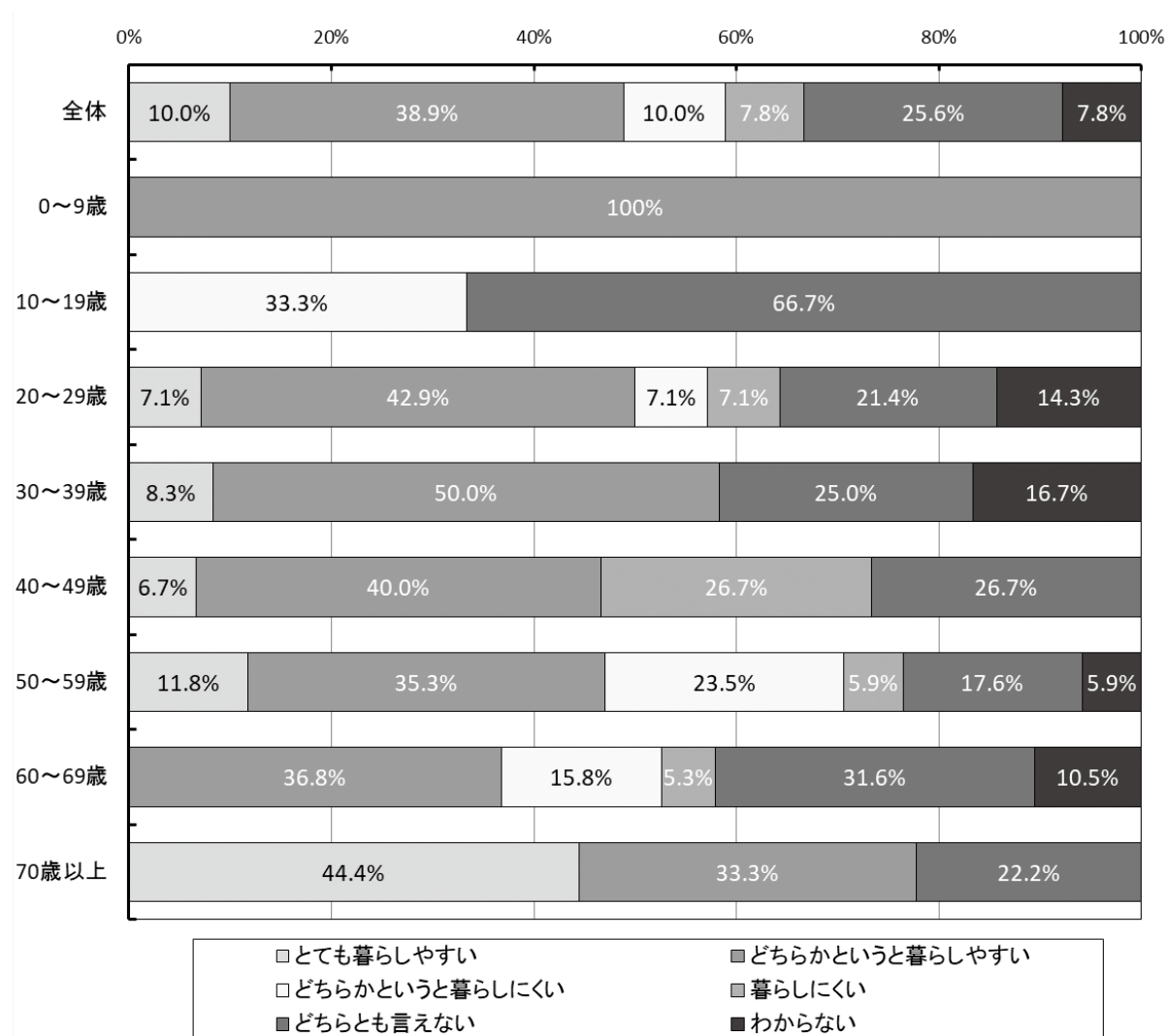
障がい別では、いずれの種別においても暮らしやすいとの回答が4割以上でした。

障がい者は、暮らしやすいまちへの課題をもっているとみてとれます。



年齢別では、70歳以上が暮らしやすい（「1. とても暮らしやすい」、「2. どちらかという暮らしやすい」）77%と多く、20～59歳においても50%前後が暮らしやすいと回答しています。

一方、10～19歳はどちらとも言えないが約67%、どちらかという暮らしにくいが約33%で、暮らしに不安を抱えています。



<障がい別／回答者数>

	全体 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. とても暮らしやすい	9	6	2	1
2. どちらかという暮らしやすい	38	16	13	9
3. どちらかという暮らしにくい	10	4	3	3
4. 暮らしにくい	9	2	3	4
5. どちらとも言えない	24	9	10	5
6. わからない	8	4	3	1
<合計>	98	41	34	23

<障がい別／構成比>

	全体 (%)	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. とても暮らしやすい	9.2%	14.6%	5.9%	4.3%
2. どちらかという暮らしやすい	38.8%	39.0%	38.2%	39.1%
3. どちらかという暮らしにくい	10.2%	9.8%	8.8%	13.0%
4. 暮らしにくい	9.2%	4.9%	8.8%	17.4%
5. どちらとも言えない	24.5%	22.0%	29.4%	21.7%
6. わからない	8.2%	9.8%	8.8%	4.3%
<合計>	100%	100%	100%	100%

<年齢別／回答者数>

	全体 (人)	0～ 9歳 (人)	10～ 19歳 (人)	20～ 29歳 (人)	30～ 39歳 (人)	40～ 49歳 (人)	50～ 59歳 (人)	60～ 69歳 (人)	70歳 以上 (人)
1. とても暮らしやすい	9	0	0	1	1	1	2	0	4
2. どちらかという暮らしやすい	35	1	0	6	6	6	6	7	3
3. どちらかという暮らしにくい	9	0	1	1	0	0	4	3	0
4. 暮らしにくい	7	0	0	1	0	4	1	1	0
5. どちらとも言えない	23	0	2	3	3	4	3	6	2
6. わからない	7	0	0	2	2	0	1	2	0
<合計>	90	1	3	14	12	15	17	19	9

<年齢別／構成比>

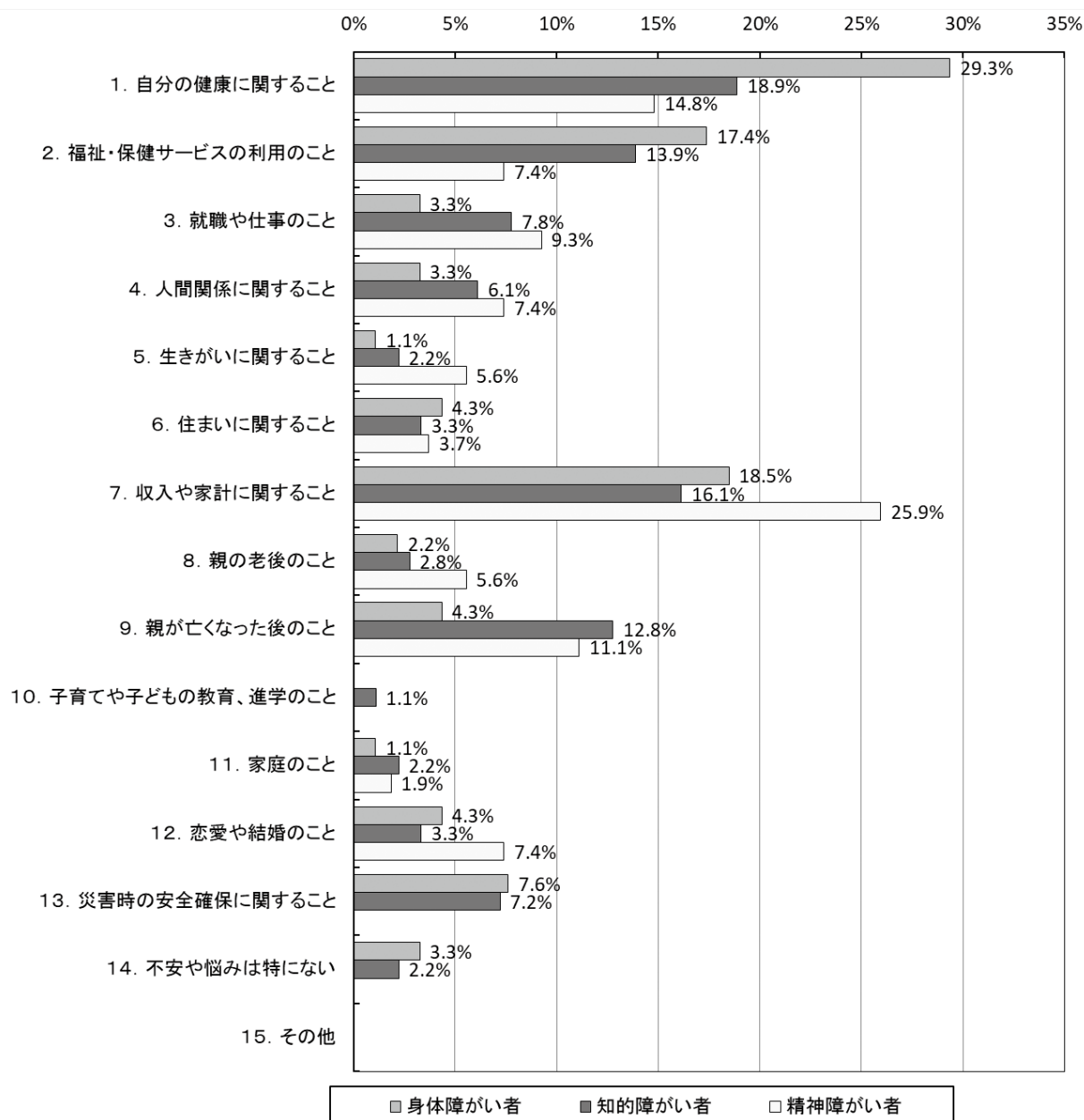
	全体 (%)	0～ 9歳 (%)	10～ 19歳 (%)	20～ 29歳 (%)	30～ 39歳 (%)	40～ 49歳 (%)	50～ 59歳 (%)	60～ 69歳 (%)	70歳 以上 (%)
1. とても暮らしやすい	10.0%	0.0%	0.0%	7.1%	8.3%	6.7%	11.8%	0.0%	44.4%
2. どちらかという暮らしやすい	38.9%	100%	0.0%	42.9%	50.0%	40.0%	35.3%	36.8%	33.3%
3. どちらかという暮らしにくい	10.0%	0.0%	33.3%	7.1%	0.0%	0.0%	23.5%	15.8%	0.0%
4. 暮らしにくい	7.8%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	26.7%	5.9%	5.3%	0.0%
5. どちらとも言えない	25.6%	0.0%	66.7%	21.4%	25.0%	26.7%	17.6%	31.6%	22.2%
6. わからない	7.8%	0.0%	0.0%	14.3%	16.7%	0.0%	5.9%	10.5%	0.0%
<合計>	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

問 5 不安や悩み

身体障がい者が抱える不安や悩みでは、最も多いのが健康に関すること、次いで収入・家計に関すること、福祉・保健に関することが多くなっています。

次に知的障がい者では、最も多いのが健康に関すること、次いで収入・家計に関すること、福祉・保健に関することが多くなっています。

精神障がい者では、収入や家計に関すること、次いで健康に関することが多くなっています。



<障がい別／回答者数><複数回答>

	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. 自分の健康に関すること	27	34	8
2. 福祉・保健サービスの利用のこと	16	25	4
3. 就職や仕事のこと	3	14	5
4. 人間関係に関すること	3	11	4
5. 生きがいに関すること	1	4	3
6. 住まいに関すること	4	6	2
7. 収入や家計に関すること	17	29	14
8. 親の老後のこと	2	5	3
9. 親が亡くなった後のこと	4	23	6
10. 子育てや子どもの教育、進学のこと	0	2	0
11. 家庭のこと	1	4	1
12. 恋愛や結婚のこと	4	6	4
13. 災害時の安全確保に関すること	7	13	0
14. 不安や悩みは特にない	3	4	0
15. その他	0	0	0
<合計>	92	180	54

<障がい別／構成比><複数回答>

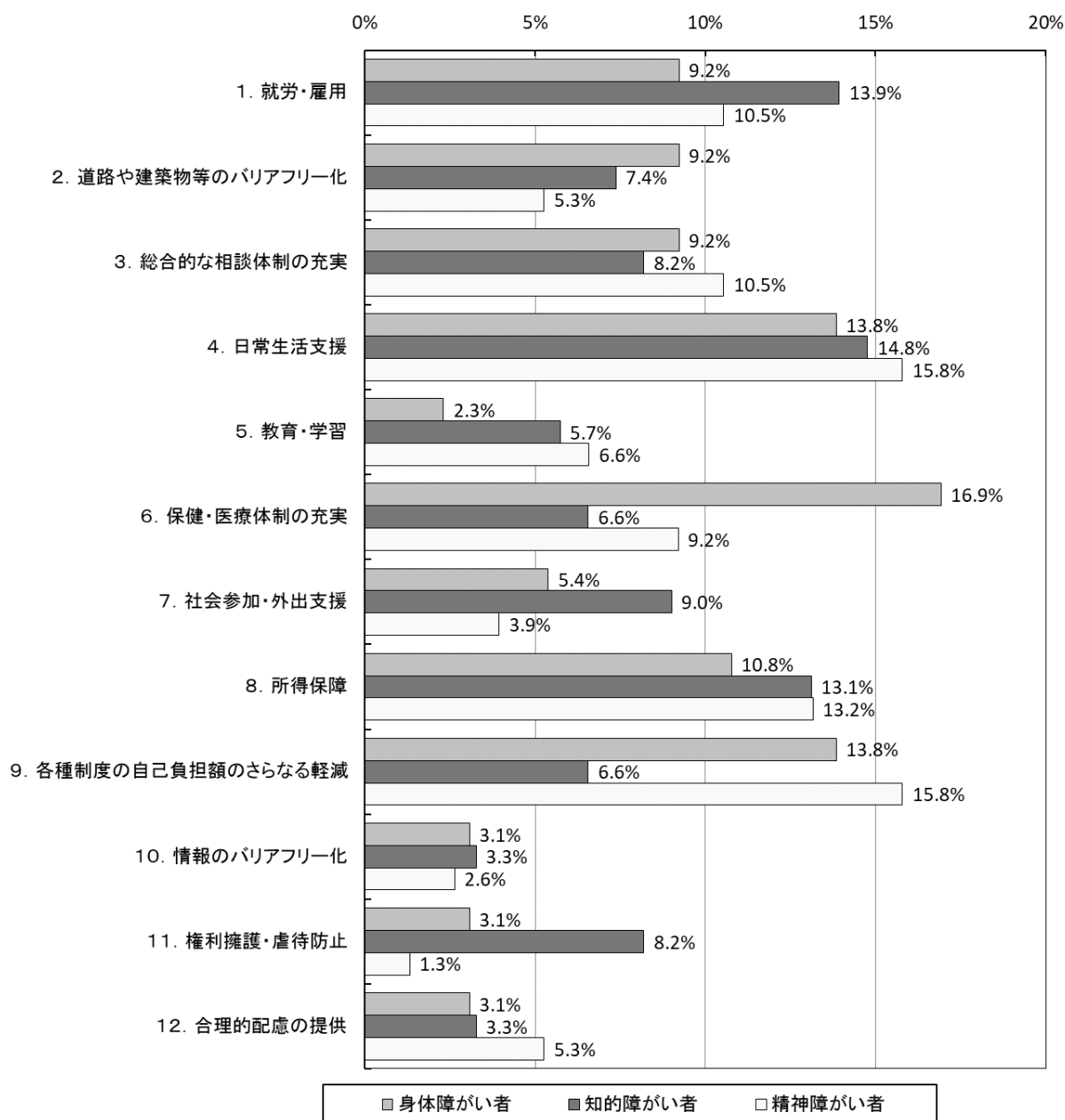
	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. 自分の健康に関すること	29.3%	18.9%	14.8%
2. 福祉・保健サービスの利用のこと	17.4%	13.9%	7.4%
3. 就職や仕事のこと	3.3%	7.8%	9.3%
4. 人間関係に関すること	3.3%	6.1%	7.4%
5. 生きがいに関すること	1.1%	2.2%	5.6%
6. 住まいに関すること	4.3%	3.3%	3.7%
7. 収入や家計に関すること	18.5%	16.1%	25.9%
8. 親の老後のこと	2.2%	2.8%	5.6%
9. 親が亡くなった後のこと	4.3%	12.8%	11.1%
10. 子育てや子どもの教育、進学のこと	0.0%	1.1%	0.0%
11. 家庭のこと	1.1%	2.2%	1.9%
12. 恋愛や結婚のこと	4.3%	3.3%	7.4%
13. 災害時の安全確保に関すること	7.6%	7.2%	0.0%
14. 不安や悩みは特にない	3.3%	2.2%	0.0%
15. その他	0.0%	0.0%	0.0%
<合計>	100%	100%	100%

問 6-1 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔全体〕

身体障がい者では、保健・医療体制の充実が最も多く、次いで日常生活支援、自己負担額の軽減が多くなっています。

知的障がい者では、日常生活支援が最も多く、次いで、就労・雇用、所得保障も比較的多くなっています。

精神障がい者では、日常生活支援、各種制度の自己負担額のさらなる軽減が最も多くなっています。



<障がい別／回答者数><複数回答>

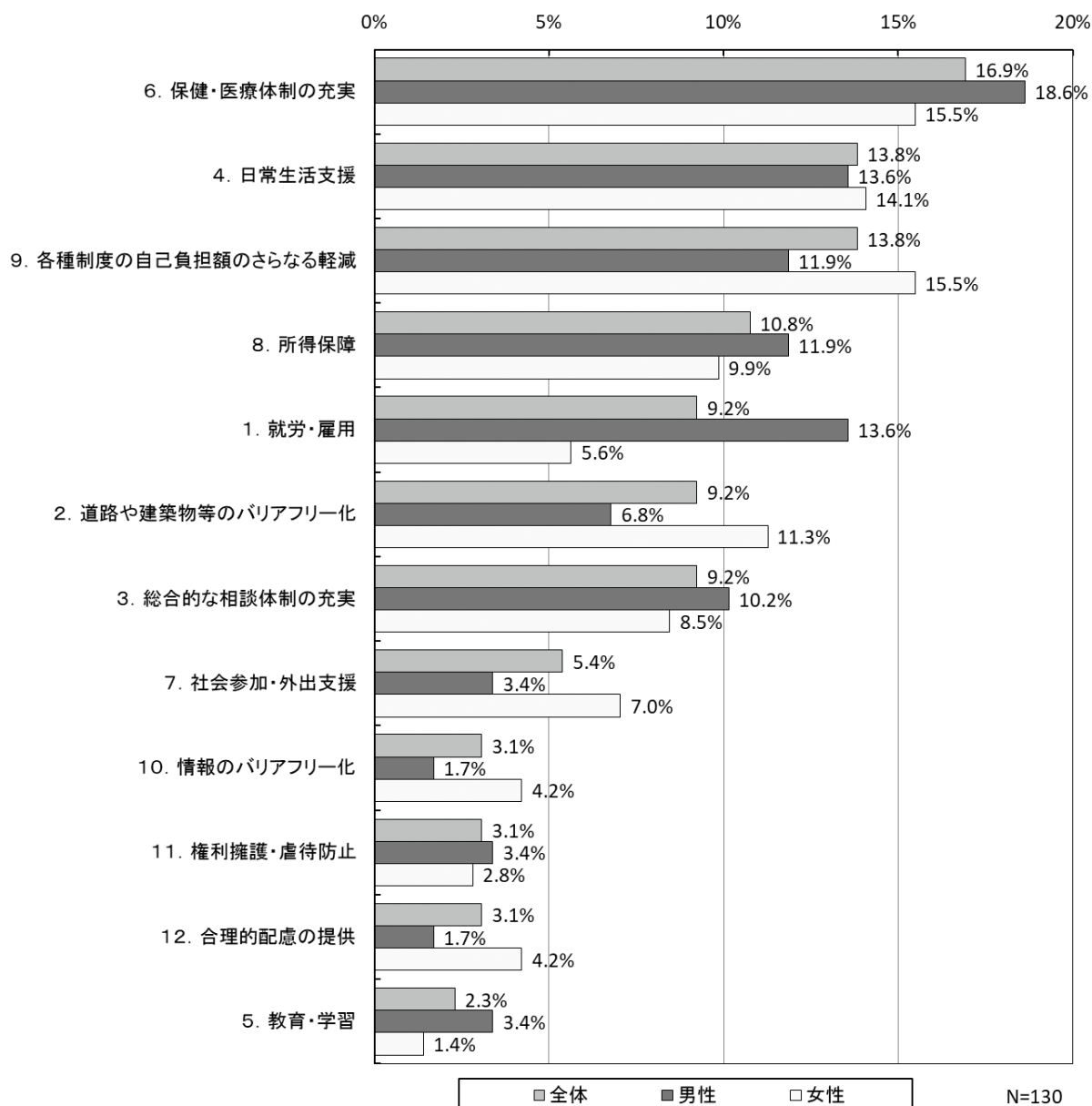
	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. 就労・雇用	12	17	8
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	12	9	4
3. 総合的な相談体制の充実	12	10	8
4. 日常生活支援	18	18	12
5. 教育・学習	3	7	5
6. 保健・医療体制の充実	22	8	7
7. 社会参加・外出支援	7	11	3
8. 所得保障	14	16	10
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	18	8	12
10. 情報のバリアフリー化	4	4	2
11. 権利擁護・虐待防止	4	10	1
12. 合理的配慮の提供	4	4	4
<合計>	130	122	76

<障がい別／構成比><複数回答>

	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. 就労・雇用	9.2%	13.9%	10.5%
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	9.2%	7.4%	5.3%
3. 総合的な相談体制の充実	9.2%	8.2%	10.5%
4. 日常生活支援	13.8%	14.8%	15.8%
5. 教育・学習	2.3%	5.7%	6.6%
6. 保健・医療体制の充実	16.9%	6.6%	9.2%
7. 社会参加・外出支援	5.4%	9.0%	3.9%
8. 所得保障	10.8%	13.1%	13.2%
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	13.8%	6.6%	15.8%
10. 情報のバリアフリー化	3.1%	3.3%	2.6%
11. 権利擁護・虐待防止	3.1%	8.2%	1.3%
12. 合理的配慮の提供	3.1%	3.3%	5.3%
<合計>	100%	100%	100%

問 6-2 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔身体障がい者〕

性別で見ると、男性の回答が女性に比べ多い項目としては、保健・医療体制の充実、就労・雇用が多く、女性の回答が男性に比べて多い項目としては、各種制度の自己負担額のさらなる軽減、道路や建築物等のバリアフリー化となっています。



<性別／回答者数><複数回答>

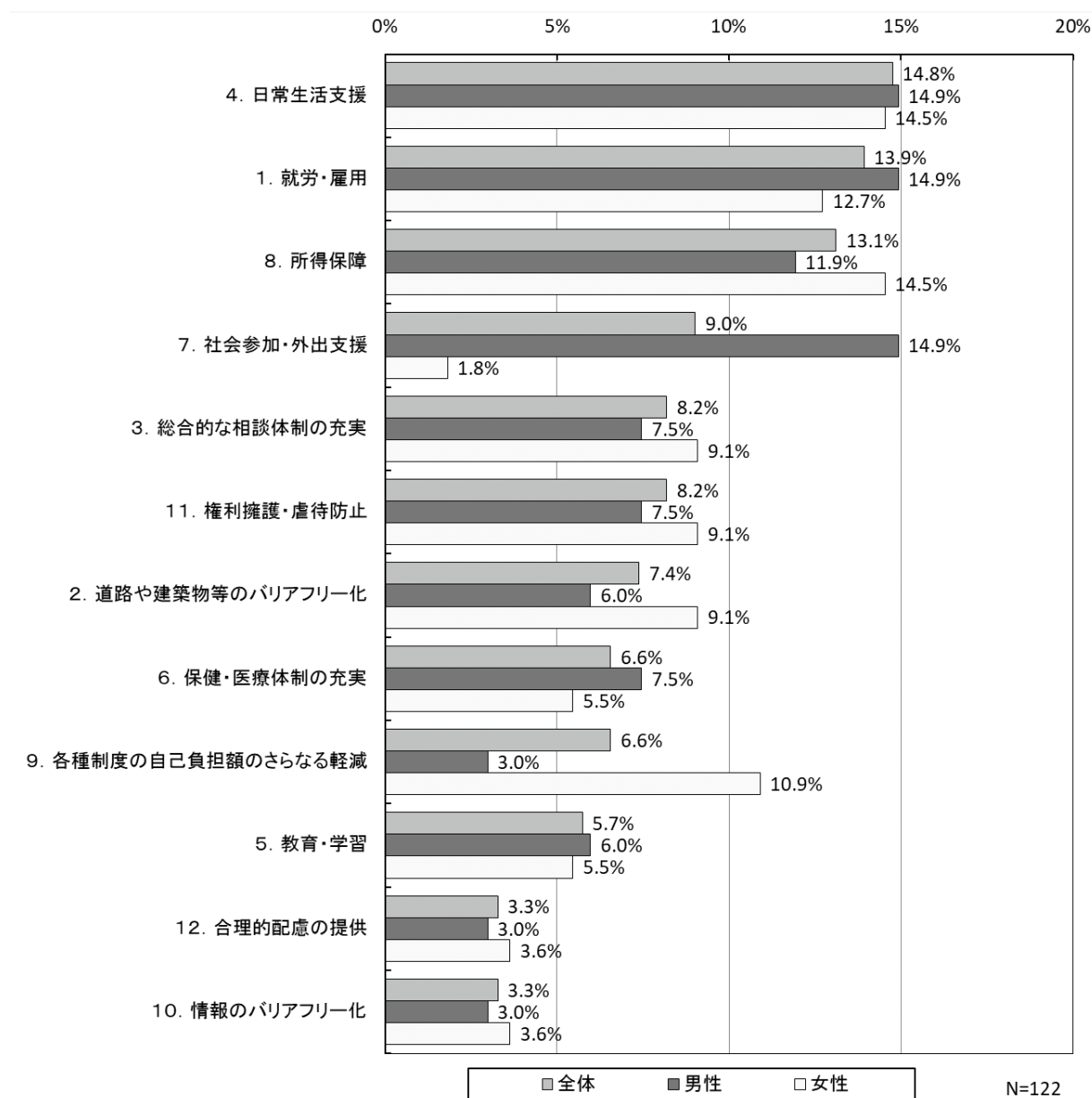
	全体 (人)	男性 (人)	女性 (人)
6. 保健・医療体制の充実	22	11	11
4. 日常生活支援	18	8	10
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	18	7	11
8. 所得保障	14	7	7
1. 就労・雇用	12	8	4
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	12	4	8
3. 総合的な相談体制の充実	12	6	6
7. 社会参加・外出支援	7	2	5
10. 情報のバリアフリー化	4	1	3
11. 権利擁護・虐待防止	4	2	2
12. 合理的配慮の提供	4	1	3
5. 教育・学習	3	2	1
<合計>	130	59	71

<性別／構成比><複数回答>

	全体 (%)	男性 (%)	女性 (%)
6. 保健・医療体制の充実	16.9%	18.6%	15.5%
4. 日常生活支援	13.8%	13.6%	14.1%
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	13.8%	11.9%	15.5%
8. 所得保障	10.8%	11.9%	9.9%
1. 就労・雇用	9.2%	13.6%	5.6%
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	9.2%	6.8%	11.3%
3. 総合的な相談体制の充実	9.2%	10.2%	8.5%
7. 社会参加・外出支援	5.4%	3.4%	7.0%
10. 情報のバリアフリー化	3.1%	1.7%	4.2%
11. 権利擁護・虐待防止	3.1%	3.4%	2.8%
12. 合理的配慮の提供	3.1%	1.7%	4.2%
5. 教育・学習	2.3%	3.4%	1.4%
<合計>	100%	100%	100%

問 6-3 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと（知的障がい者）

性別では、男性の回答が女性に比べ特に多い項目として、社会参加・外出支援が多く、女性の回答が男性より多い項目は、各種制度の自己負担額のさらなる軽減となっています。



<性別／回答者数><複数回答>

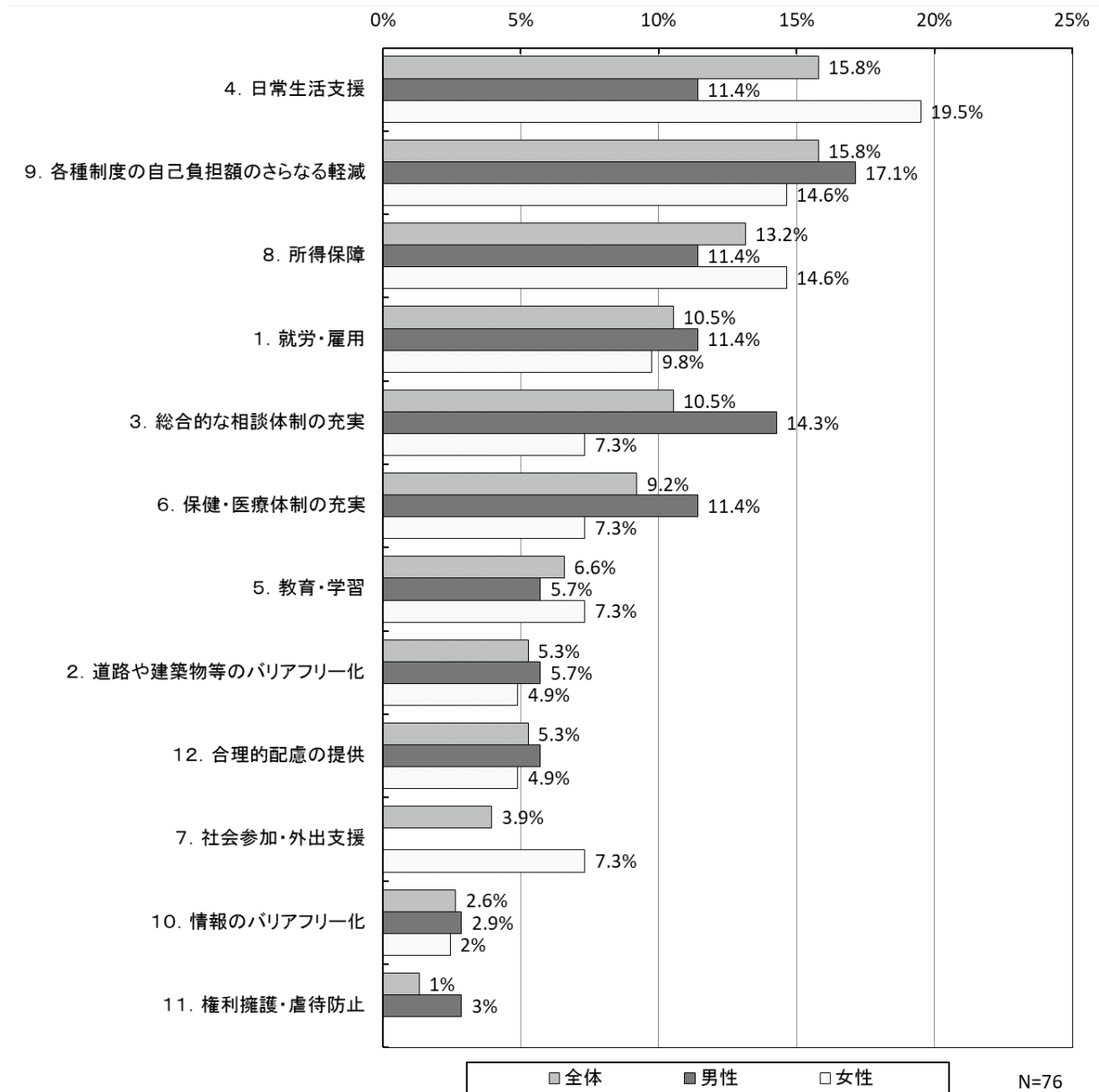
	全体 (人)	男性 (人)	女性 (人)
4. 日常生活支援	18	10	8
1. 就労・雇用	17	10	7
8. 所得保障	16	8	8
7. 社会参加・外出支援	11	10	1
3. 総合的な相談体制の充実	10	5	5
11. 権利擁護・虐待防止	10	5	5
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	9	4	5
6. 保健・医療体制の充実	8	5	3
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	8	2	6
5. 教育・学習	7	4	3
10. 情報のバリアフリー化	4	2	2
12. 合理的配慮の提供	4	2	2
<合計>	122	67	55

<性別／構成比><複数回答>

	全体 (%)	男性 (%)	女性 (%)
4. 日常生活支援	14.8%	14.9%	14.5%
1. 就労・雇用	13.9%	14.9%	12.7%
8. 所得保障	13.1%	11.9%	14.5%
7. 社会参加・外出支援	9.0%	14.9%	1.8%
3. 総合的な相談体制の充実	8.2%	7.5%	9.1%
11. 権利擁護・虐待防止	8.2%	7.5%	9.1%
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	7.4%	6.0%	9.1%
6. 保健・医療体制の充実	6.6%	7.5%	5.5%
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	6.6%	3.0%	10.9%
5. 教育・学習	5.7%	6.0%	5.5%
10. 情報のバリアフリー化	3.3%	3.0%	3.6%
12. 合理的配慮の提供	3.3%	3.0%	3.6%
<合計>	100%	100%	100%

問 6-4 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔精神障がい者〕

性別で見ると、男性の回答が女性に比べ多い項目としては、総合的な相談体制の充実で、女性の回答が男性に比べて多い項目としては、日常生活支援、社会参加・外出支援となっています。



<性別／回答者数><複数回答>

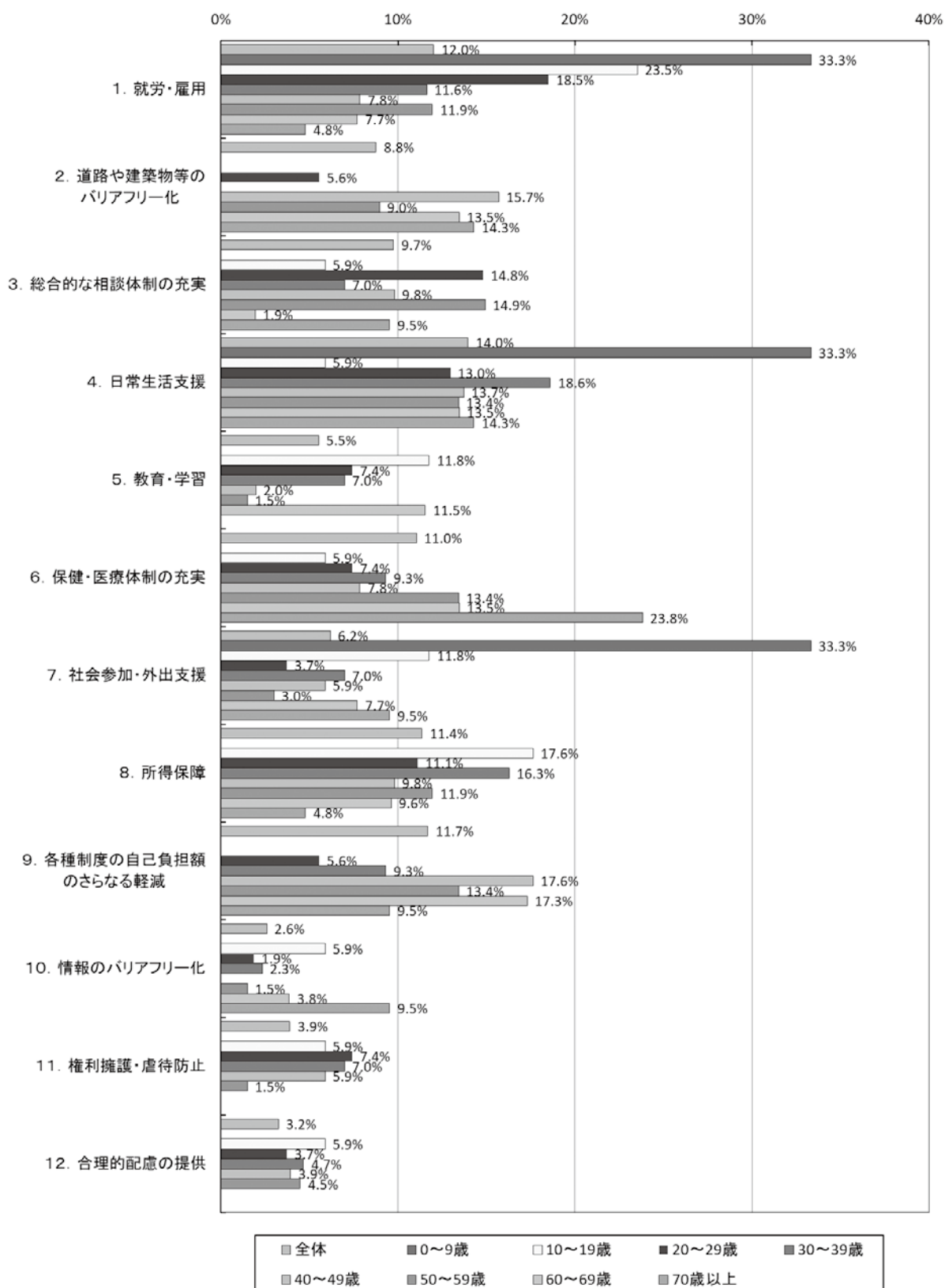
	全体 (人)	男性 (人)	女性 (人)
4. 日常生活支援	12	4	8
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	12	6	6
8. 所得保障	10	4	6
1. 就労・雇用	8	4	4
3. 総合的な相談体制の充実	8	5	3
6. 保健・医療体制の充実	7	4	3
5. 教育・学習	5	2	3
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	4	2	2
12. 合理的配慮の提供	4	2	2
7. 社会参加・外出支援	3	0	3
10. 情報のバリアフリー化	2	1	1
11. 権利擁護・虐待防止	1	1	0
<合計>	76	35	41

<性別／構成比><複数回答>

	全体 (%)	男性 (%)	女性 (%)
4. 日常生活支援	15.8%	11.4%	19.5%
9. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	15.8%	17.1%	14.6%
8. 所得保障	13.2%	11.4%	14.6%
1. 就労・雇用	10.5%	11.4%	9.8%
3. 総合的な相談体制の充実	10.5%	14.3%	7.3%
6. 保健・医療体制の充実	9.2%	11.4%	7.3%
5. 教育・学習	6.6%	5.7%	7.3%
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	5.3%	5.7%	4.9%
12. 合理的配慮の提供	5.3%	5.7%	4.9%
7. 社会参加・外出支援	3.9%	0.0%	7.3%
10. 情報のバリアフリー化	2.6%	2.9%	2.4%
11. 権利擁護・虐待防止	1.3%	2.9%	0.0%
<合計>	100%	100%	100%

問 6-5 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと（年齢別）

全体で回答が最も多いものは、「4. 日常生活支援」で、各年齢で回答が特に多くなっています。



<年齢別／回答者数><複数回答>

	全体 (人)	0～ 9歳 (人)	10～ 19歳 (人)	20～ 29歳 (人)	30～ 39歳 (人)	40～ 49歳 (人)	50～ 59歳 (人)	60～ 69歳 (人)	70歳 以上 (人)
1. 就労・雇用	37	1	4	10	5	4	8	4	1
2. 道路や建築物等のバリア フリー化	27	0	0	3	0	8	6	7	3
3. 総合的な相談体制の充実	30	0	1	8	3	5	10	1	2
4. 日常生活支援	43	1	1	7	8	7	9	7	3
5. 教育・学習	17	0	2	4	3	1	1	6	0
6. 保健・医療体制の充実	34	0	1	4	4	4	9	7	5
7. 社会参加・外出支援	19	1	2	2	3	3	2	4	2
8. 所得保障	35	0	3	6	7	5	8	5	1
9. 各種制度の自己負担額の さらなる軽減	36	0	0	3	4	9	9	9	2
10. 情報のバリアフリー化	8	0	1	1	1	0	1	2	2
11. 権利擁護・虐待防止	12	0	1	4	3	3	1	0	0
12. 合理的配慮の提供	10	0	1	2	2	2	3	0	0
<合計>	308	3	17	54	43	51	67	52	21

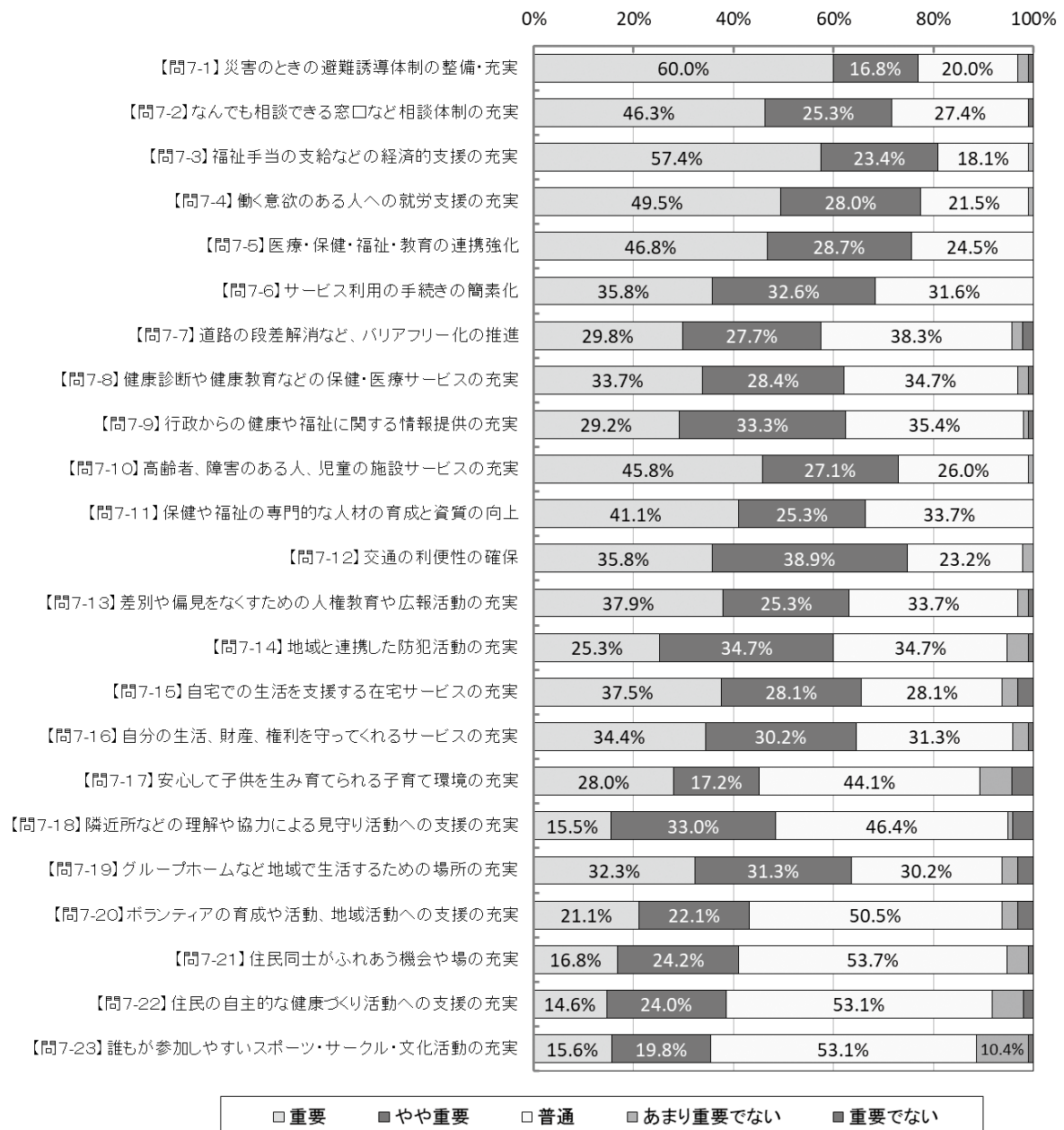
<年齢別／構成比><複数回答>

	全体 (%)	0～ 9歳 (%)	10～ 19歳 (%)	20～ 29歳 (%)	30～ 39歳 (%)	40～ 49歳 (%)	50～ 59歳 (%)	60～ 69歳 (%)	70歳 以上 (%)
1. 就労・雇用	12.0%	33.3%	23.5%	18.5%	11.6%	7.8%	11.9%	7.7%	4.8%
2. 道路や建築物等のバリア フリー化	8.8%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	15.7%	9.0%	13.5%	14.3%
3. 総合的な相談体制の充実	9.7%	0.0%	5.9%	14.8%	7.0%	9.8%	14.9%	1.9%	9.5%
4. 日常生活支援	14.0%	33.3%	5.9%	13.0%	18.6%	13.7%	13.4%	13.5%	14.3%
5. 教育・学習	5.5%	0.0%	11.8%	7.4%	7.0%	2.0%	1.5%	11.5%	0.0%
6. 保健・医療体制の充実	11.0%	0.0%	5.9%	7.4%	9.3%	7.8%	13.4%	13.5%	23.8%
7. 社会参加・外出支援	6.2%	33.3%	11.8%	3.7%	7.0%	5.9%	3.0%	7.7%	9.5%
8. 所得保障	11.4%	0.0%	17.6%	11.1%	16.3%	9.8%	11.9%	9.6%	4.8%
9. 各種制度の自己負担額の さらなる軽減	11.7%	0.0%	0.0%	5.6%	9.3%	17.6%	13.4%	17.3%	9.5%
10. 情報のバリアフリー化	2.6%	0.0%	5.9%	1.9%	2.3%	0.0%	1.5%	3.8%	9.5%
11. 権利擁護・虐待防止	3.9%	0.0%	5.9%	7.4%	7.0%	5.9%	1.5%	0.0%	0.0%
12. 合理的配慮の提供	3.2%	0.0%	5.9%	3.7%	4.7%	3.9%	4.5%	0.0%	0.0%
<合計>	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

問 7-1 障がい者施策について重要と感ずること〔全体〕

重要とやや重要を合わせた値では、「問7-3. 福祉手当の支給などの経済的支援の充実」、「問7-4. 働く意欲のある人への就労支援の充実」、「問7-1. 災害のときの避難誘導体制の整備・充実」が多くなっています。

障がい別の傾向については、次ページ以降にあるとおりです。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

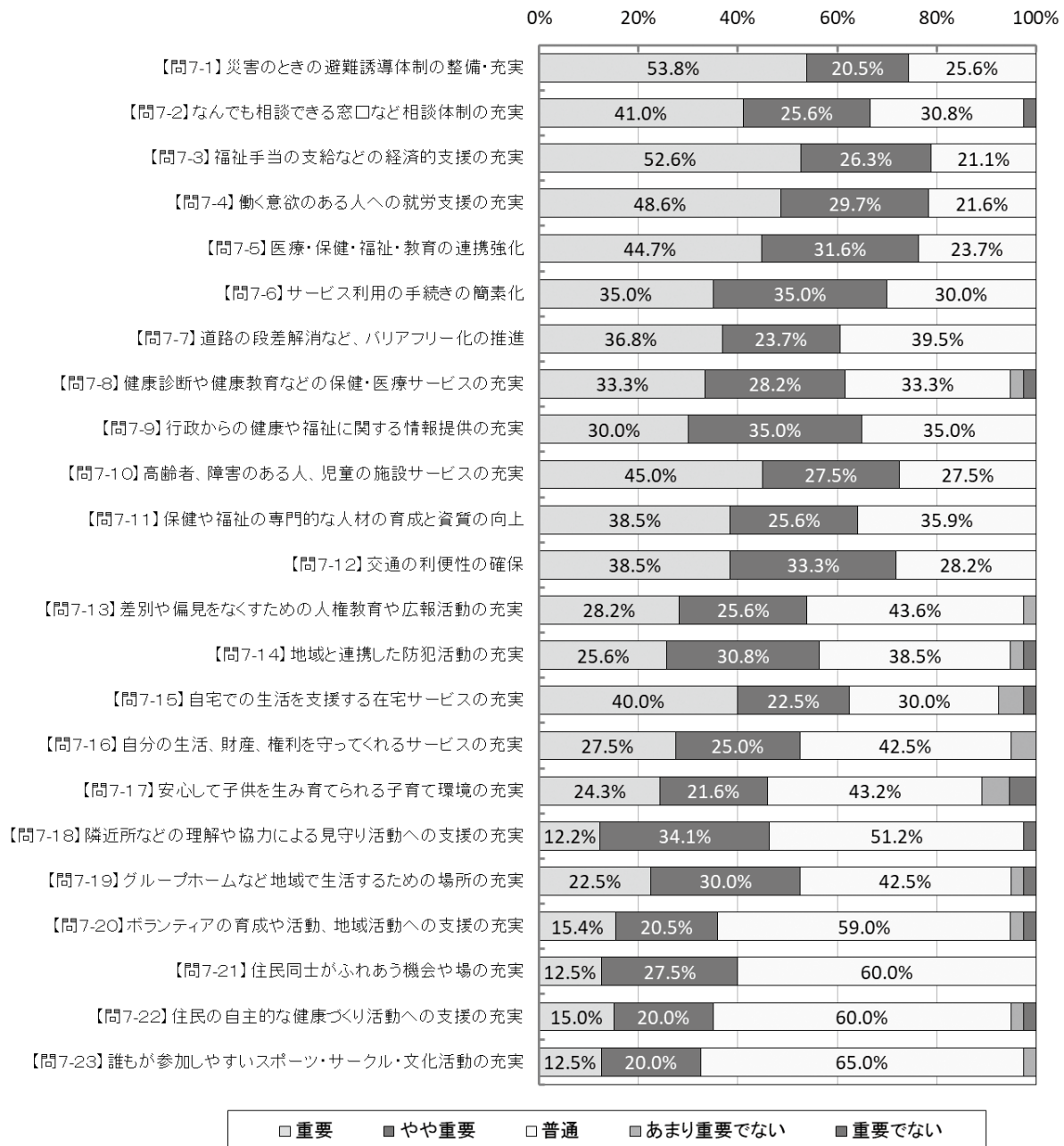
	全体 (人)	⑤ 重要 (人)	④ やや重要 (人)	③ 普通 (人)	② あまり重要でない (人)	① 重要でない (人)	無回答 (人)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	95	57	16	19	2	1	3
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	95	44	24	26	0	1	3
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	94	54	22	17	1	0	8
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	93	46	26	20	1	0	10
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	94	44	27	23	0	0	8
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	95	34	31	30	0	0	6
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	94	28	26	36	2	2	8
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	95	32	27	33	2	1	6
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	96	28	32	34	1	1	4
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	96	44	26	25	1	0	4
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	95	39	24	32	0	0	6
【問 7-12】交通の利便性の確保	95	34	37	22	2	0	6
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	95	36	24	32	2	1	6
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	95	24	33	33	4	1	6
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	96	36	27	27	3	3	4
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	96	33	29	30	3	1	4
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	93	26	16	41	6	4	10
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	97	15	32	45	1	4	2
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	96	31	30	29	3	3	4
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	95	20	21	48	3	3	6
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	95	16	23	51	4	1	6
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	96	14	23	51	6	2	4
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	96	15	19	51	10	1	4

<構成比>

	全体 (%)	⑤ 重要 (%)	④ やや重要 (%)	③ 普通 (%)	② あまり重要でない (%)	① 重要でない (%)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	100%	60.0%	16.8%	20.0%	2.1%	1.1%
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	100%	46.3%	25.3%	27.4%	0.0%	1.1%
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	100%	57.4%	23.4%	18.1%	1.1%	0.0%
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	100%	49.5%	28.0%	21.5%	1.1%	0.0%
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	100%	46.8%	28.7%	24.5%	0.0%	0.0%
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	100%	35.8%	32.6%	31.6%	0.0%	0.0%
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	100%	29.8%	27.7%	38.3%	2.1%	2.1%
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	100%	33.7%	28.4%	34.7%	2.1%	1.1%
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	100%	29.2%	33.3%	35.4%	1.0%	1.0%
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	100%	45.8%	27.1%	26.0%	1.0%	0.0%
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	100%	41.1%	25.3%	33.7%	0.0%	0.0%
【問 7-12】交通の利便性の確保	100%	35.8%	38.9%	23.2%	2.1%	0.0%
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	100%	37.9%	25.3%	33.7%	2.1%	1.1%
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	100%	25.3%	34.7%	34.7%	4.2%	1.1%
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	100%	37.5%	28.1%	28.1%	3.1%	3.1%
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	100%	34.4%	30.2%	31.3%	3.1%	1.0%
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	100%	28.0%	17.2%	44.1%	6.5%	4.3%
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	100%	15.5%	33.0%	46.4%	1.0%	4.1%
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	100%	32.3%	31.3%	30.2%	3.1%	3.1%
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	100%	21.1%	22.1%	50.5%	3.2%	3.2%
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	100%	16.8%	24.2%	53.7%	4.2%	1.1%
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	100%	14.6%	24.0%	53.1%	6.3%	2.1%
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100%	15.6%	19.8%	53.1%	10.4%	1.0%

問 7-2 障がい者施策について重要と感ずること〔身体障がい者〕

重要とやや重要を合わせた値では、「問7-3. 福祉手当の支給などの経済的支援の充実」、「問7-4. 働く意欲のある人への就労支援の充実」、「問7-5. 医療・保健・福祉・教育の連携強化」が多くなっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

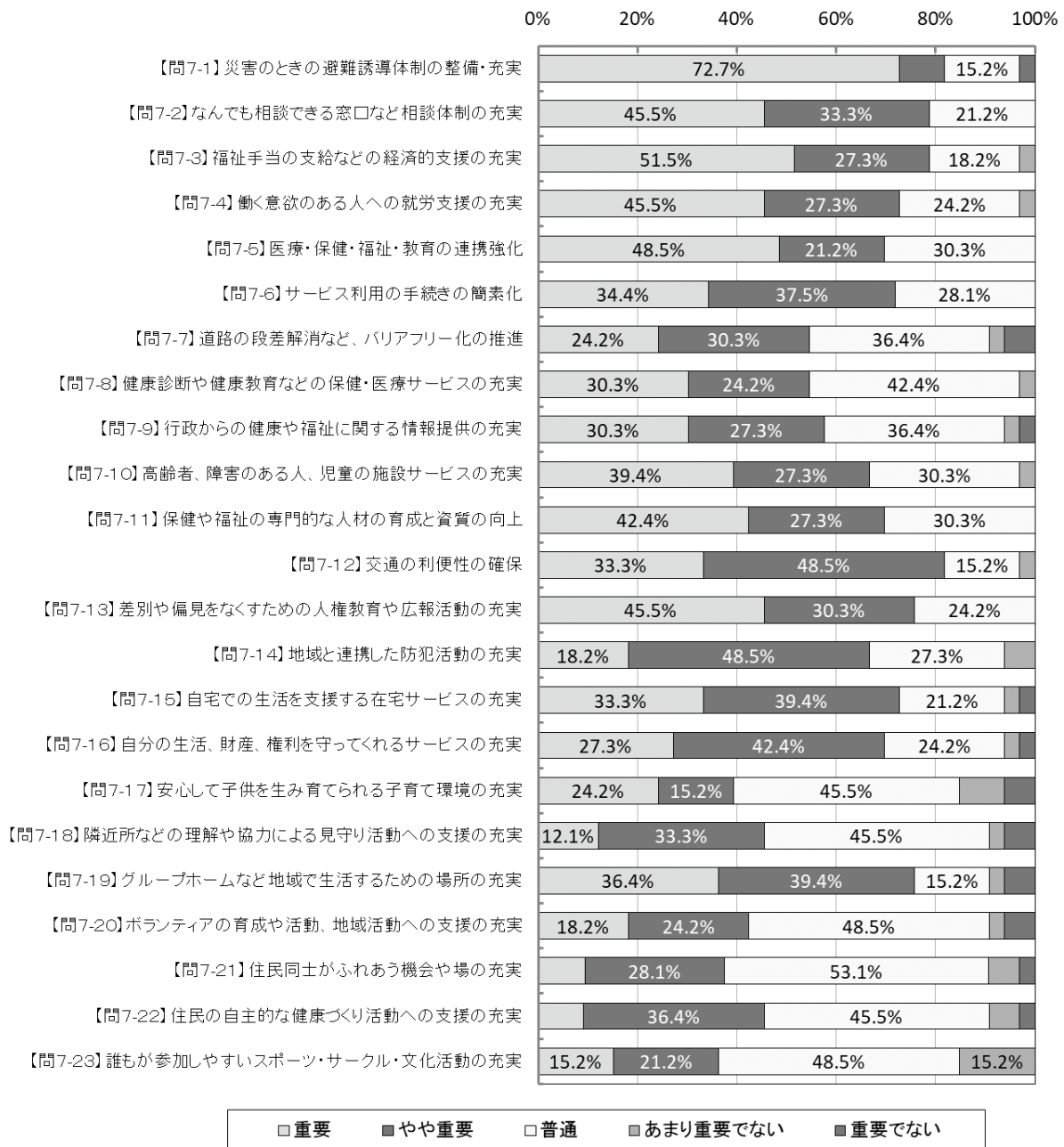
	全体 (人)	⑤ 重要 (人)	④ やや重要 (人)	③ 普通 (人)	② あまり重要でない (人)	① 重要でない (人)	無回答 (人)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	39	21	8	10	0	0	2
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	39	16	10	12	0	1	2
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	38	20	10	8	0	0	3
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	37	18	11	8	0	0	4
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	38	17	12	9	0	0	3
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	40	14	14	12	0	0	6
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	38	14	9	15	0	0	3
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	39	13	11	13	1	1	2
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	40	12	14	14	0	0	1
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	40	18	11	11	0	0	1
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	39	15	10	14	0	0	2
【問 7-12】交通の利便性の確保	39	15	13	11	0	0	2
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	39	11	10	17	1	0	2
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	39	10	12	15	1	1	2
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	40	16	9	12	2	1	1
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	40	11	10	17	2	0	1
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	37	9	8	16	2	2	4
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	41	5	14	21	0	1	0
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	40	9	12	17	1	1	1
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	39	6	8	23	1	1	2
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	40	5	11	24	0	0	1
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	40	6	8	24	1	1	1
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	40	5	8	26	1	0	1

<構成比>

	全体 (%)	⑤ 重要 (%)	④ やや重要 (%)	③ 普通 (%)	② あまり重要でない (%)	① 重要でない (%)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	100%	53.8%	20.5%	25.6%	0.0%	0.0%
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	100%	41.0%	25.6%	30.8%	0.0%	2.6%
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	100%	52.6%	26.3%	21.1%	0.0%	0.0%
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	100%	48.6%	29.7%	21.6%	0.0%	0.0%
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	100%	44.7%	31.6%	23.7%	0.0%	0.0%
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	100%	35.0%	35.0%	30.0%	0.0%	0.0%
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	100%	36.8%	23.7%	39.5%	0.0%	0.0%
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	100%	33.3%	28.2%	33.3%	2.6%	2.6%
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	100%	30.0%	35.0%	35.0%	0.0%	0.0%
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	100%	45.0%	27.5%	27.5%	0.0%	0.0%
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	100%	38.5%	25.6%	35.9%	0.0%	0.0%
【問 7-12】交通の利便性の確保	100%	38.5%	33.3%	28.2%	0.0%	0.0%
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	100%	28.2%	25.6%	43.6%	2.6%	0.0%
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	100%	25.6%	30.8%	38.5%	2.6%	2.6%
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	100%	40.0%	22.5%	30.0%	5.0%	2.5%
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	100%	27.5%	25.0%	42.5%	5.0%	0.0%
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	100%	24.3%	21.6%	43.2%	5.4%	5.4%
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	100%	12.2%	34.1%	51.2%	0.0%	2.4%
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	100%	22.5%	30.0%	42.5%	2.5%	2.5%
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	100%	15.4%	20.5%	59.0%	2.6%	2.6%
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	100%	12.5%	27.5%	60.0%	0.0%	0.0%
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	100%	15.0%	20.0%	60.0%	2.5%	2.5%
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100%	12.5%	20.0%	65.0%	2.5%	0.0%

問 7-3 障がい者施策について重要と感ずること〔知的障がい者〕

重要とやや重要を合わせた値では、「問7-1. 災害のときの避難誘導体制の整備・充実」、「問7-12. 交通の利便性の確保」、「問7-2. なんでも相談できる窓口など相談体制の充実」が多くなっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

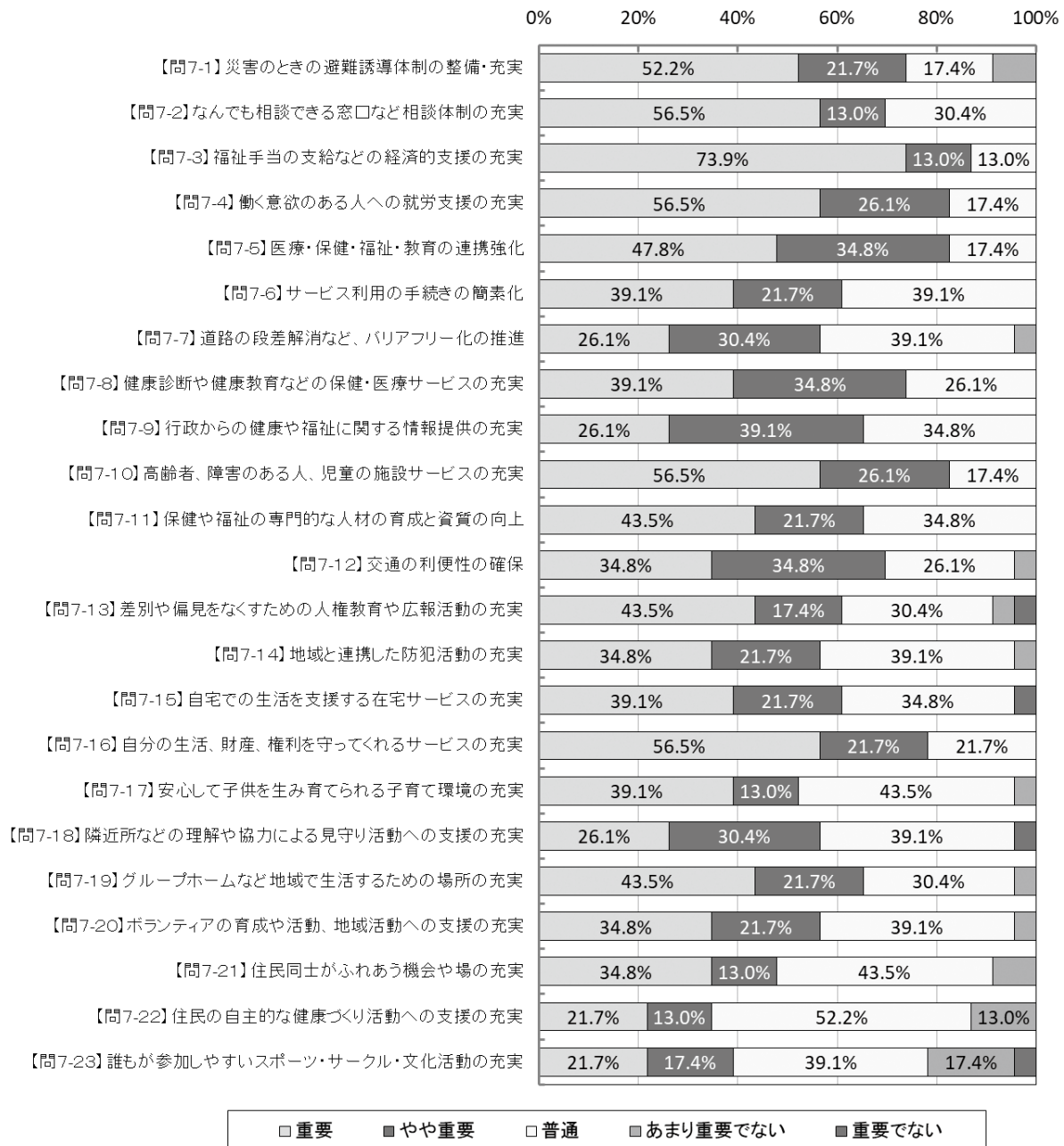
	全体 (人)	⑤ 重要 (人)	④ やや重要 (人)	③ 普通 (人)	② あまり重要でない (人)	① 重要でない (人)	無回答 (人)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	33	24	3	5	0	1	1
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	33	15	11	7	0	0	1
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	33	17	9	6	1	0	1
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	33	15	9	8	1	0	1
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	33	16	7	10	0	0	1
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	32	11	12	9	0	0	2
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	33	8	10	12	1	2	1
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	33	10	8	14	1	0	1
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	33	10	9	12	1	1	1
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	33	13	9	10	1	0	1
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	33	14	9	10	0	0	1
【問 7-12】交通の利便性の確保	33	11	16	5	1	0	1
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	33	15	10	8	0	0	1
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	33	6	16	9	2	0	1
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	33	11	13	7	1	1	1
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	33	9	14	8	1	1	1
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	33	8	5	15	3	2	1
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	33	4	11	15	1	2	1
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	33	12	13	5	1	2	1
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	33	6	8	16	1	2	1
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	32	3	9	17	2	1	2
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	33	3	12	15	2	1	1
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	33	5	7	16	5	0	1

<構成比>

	全体 (%)	⑤ 重要 (%)	④ やや重要 (%)	③ 普通 (%)	② あまり重要でない (%)	① 重要でない (%)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	100%	72.7%	9.1%	15.2%	0.0%	3.0%
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	100%	45.5%	33.3%	21.2%	0.0%	0.0%
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	100%	51.5%	27.3%	18.2%	3.0%	0.0%
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	100%	45.5%	27.3%	24.2%	3.0%	0.0%
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	100%	48.5%	21.2%	30.3%	0.0%	0.0%
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	100%	34.4%	37.5%	28.1%	0.0%	0.0%
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	100%	24.2%	30.3%	36.4%	3.0%	6.1%
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	100%	30.3%	24.2%	42.4%	3.0%	0.0%
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	100%	30.3%	27.3%	36.4%	3.0%	3.0%
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	100%	39.4%	27.3%	30.3%	3.0%	0.0%
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	100%	42.4%	27.3%	30.3%	0.0%	0.0%
【問 7-12】交通の利便性の確保	100%	33.3%	48.5%	15.2%	3.0%	0.0%
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	100%	45.5%	30.3%	24.2%	0.0%	0.0%
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	100%	18.2%	48.5%	27.3%	6.1%	0.0%
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	100%	33.3%	39.4%	21.2%	3.0%	3.0%
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	100%	27.3%	42.4%	24.2%	3.0%	3.0%
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	100%	24.2%	15.2%	45.5%	9.1%	6.1%
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	100%	12.1%	33.3%	45.5%	3.0%	6.1%
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	100%	36.4%	39.4%	15.2%	3.0%	6.1%
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	100%	18.2%	24.2%	48.5%	3.0%	6.1%
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	100%	9.4%	28.1%	53.1%	6.3%	3.1%
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	100%	9.1%	36.4%	45.5%	6.1%	3.0%
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100%	15.2%	21.2%	48.5%	15.2%	0.0%

問 7-4 障がい者施策について重要と感ずること〔精神障がい者〕

重要とやや重要を合わせた値でも、「問7-3. 福祉手当の支給などの経済的支援の充実」、「問7-4. 働く意欲のある人への就労支援の充実」、「問7-5. 医療・保健・福祉・教育の連携強化」が多くなっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

	全体 (人)	⑤ 重要 (人)	④ やや重要 (人)	③ 普通 (人)	② あまり重要でない (人)	① 重要でない (人)	無回答 (人)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	23	12	5	4	2	0	0
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	23	13	3	7	0	0	0
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	23	17	3	3	0	0	0
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	23	13	6	4	0	0	0
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	23	11	8	4	0	0	0
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	23	9	5	9	0	0	0
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	23	6	7	9	1	0	0
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	23	9	8	6	0	0	0
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	23	6	9	8	0	0	0
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	23	13	6	4	0	0	0
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	23	10	5	8	0	0	0
【問 7-12】交通の利便性の確保	23	8	8	6	1	0	0
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	23	10	4	7	1	1	0
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	23	8	5	9	1	0	0
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	23	9	5	8	0	1	0
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	23	13	5	5	0	0	0
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	23	9	3	10	1	0	0
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	23	6	7	9	0	1	0
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	23	10	5	7	1	0	0
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	23	8	5	9	1	0	0
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	23	8	3	10	2	0	0
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	23	5	3	12	3	0	0
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	23	5	4	9	4	1	0

<構成比>

	全体 (%)	⑤ 重要 (%)	④ やや重要 (%)	③ 普通 (%)	② あまり重要でない (%)	① 重要でない (%)
【問 7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	100%	52.2%	21.7%	17.4%	8.7%	0.0%
【問 7-2】なんでも相談できる窓口など相談体制の充実	100%	56.5%	13.0%	30.4%	0.0%	0.0%
【問 7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	100%	73.9%	13.0%	13.0%	0.0%	0.0%
【問 7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	100%	56.5%	26.1%	17.4%	0.0%	0.0%
【問 7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	100%	47.8%	34.8%	17.4%	0.0%	0.0%
【問 7-6】サービス利用の手続きの簡素化	100%	39.1%	21.7%	39.1%	0.0%	0.0%
【問 7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	100%	26.1%	30.4%	39.1%	4.3%	0.0%
【問 7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	100%	39.1%	34.8%	26.1%	0.0%	0.0%
【問 7-9】行政からの健康や福祉に関する情報提供の充実	100%	26.1%	39.1%	34.8%	0.0%	0.0%
【問 7-10】高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	100%	56.5%	26.1%	17.4%	0.0%	0.0%
【問 7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	100%	43.5%	21.7%	34.8%	0.0%	0.0%
【問 7-12】交通の利便性の確保	100%	34.8%	34.8%	26.1%	4.3%	0.0%
【問 7-13】差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	100%	43.5%	17.4%	30.4%	4.3%	4.3%
【問 7-14】地域と連携した防犯活動の充実	100%	34.8%	21.7%	39.1%	4.3%	0.0%
【問 7-15】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	100%	39.1%	21.7%	34.8%	0.0%	4.3%
【問 7-16】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	100%	56.5%	21.7%	21.7%	0.0%	0.0%
【問 7-17】安心して子供を生み育てられる子育て環境の充実	100%	39.1%	13.0%	43.5%	4.3%	0.0%
【問 7-18】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	100%	26.1%	30.4%	39.1%	0.0%	4.3%
【問 7-19】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	100%	43.5%	21.7%	30.4%	4.3%	0.0%
【問 7-20】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	100%	34.8%	21.7%	39.1%	4.3%	0.0%
【問 7-21】住民同士がふれあう機会や場の充実	100%	34.8%	13.0%	43.5%	8.7%	0.0%
【問 7-22】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	100%	21.7%	13.0%	52.2%	13.0%	0.0%
【問 7-23】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100%	21.7%	17.4%	39.1%	17.4%	4.3%

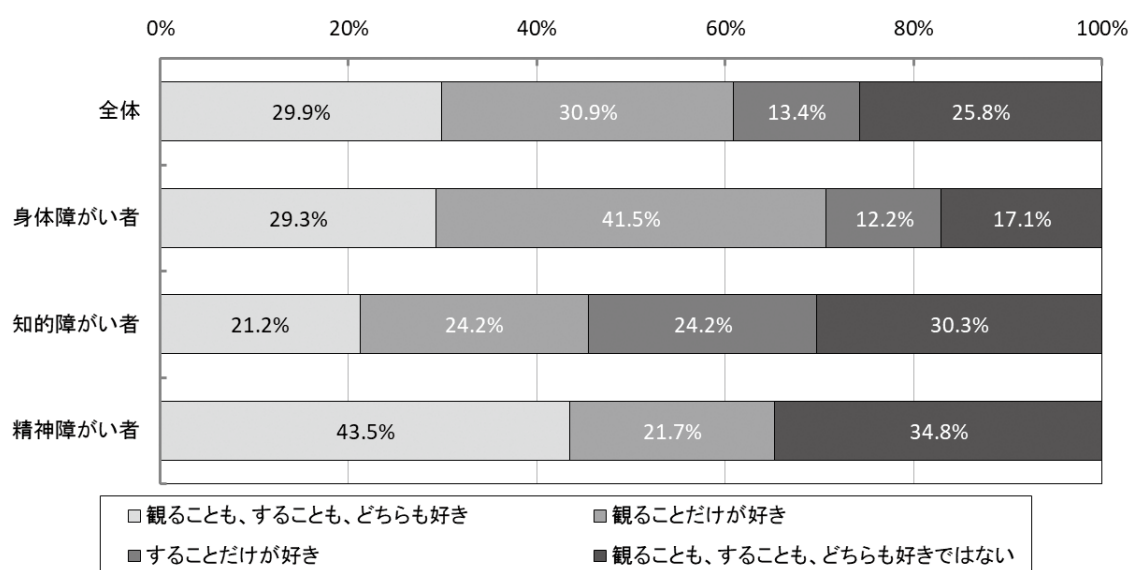
問 8-1 運動・スポーツについて

全体では「2. 観ることだけが好き」が最も多くなっていますが、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」も多くなっています。

身体障がい者では、「2. 観ることだけが好き」が最も多くなっています。

知的障がい者では、「4. 観ることも、することも、どちらも好きではない」が最も多くなっていますが、「2. 観ることだけが好き」「3. することだけが好き」なども比較的多くなっています。

精神障がい者では、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」が最も多くなっています。



<障がい別／回答者数>

	全体 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. 観ることも、することも、どちらも好き	29	12	7	10
2. 観ることだけが好き	30	17	8	5
3. することだけが好き	13	5	8	0
4. 観ることも、することも、どちらも好きではない	25	7	10	8
<合計>	97	41	33	23

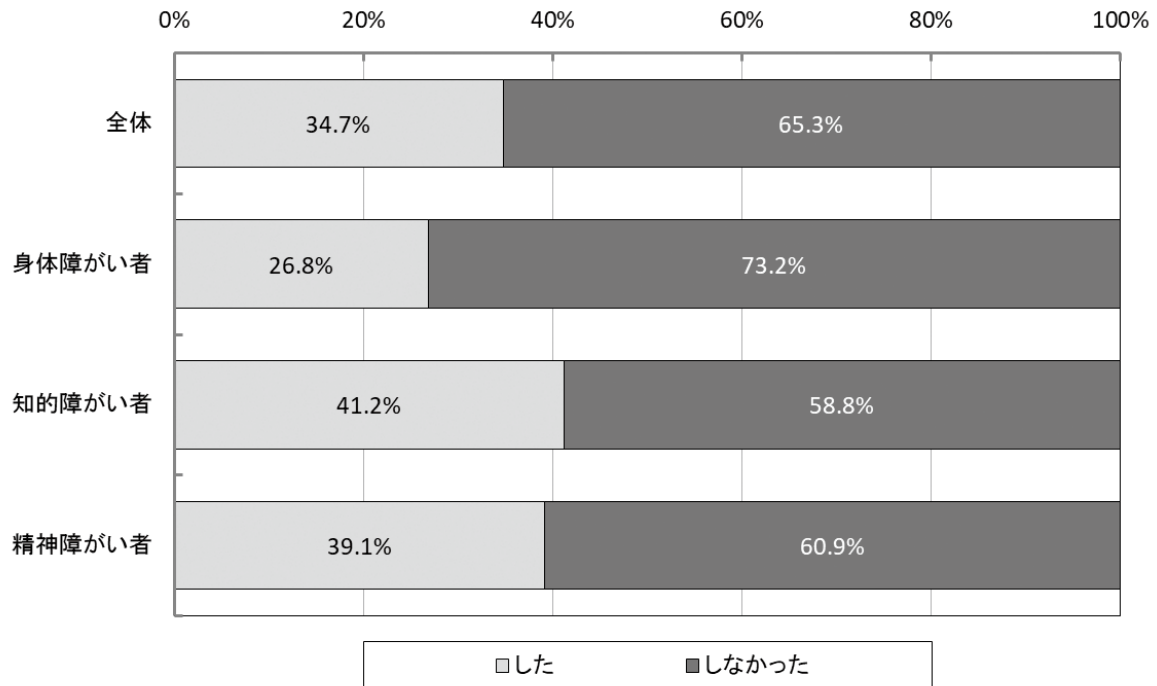
<障がい別／構成比>

	全体 (%)	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. 観ることも、することも、どちらも好き	29.9%	29.3%	21.2%	43.5%
2. 観ることだけが好き	30.9%	41.5%	24.2%	21.7%
3. することだけが好き	13.4%	12.2%	24.2%	0.0%
4. 観ることも、することも、どちらも好きではない	25.8%	17.1%	30.3%	34.8%
<合計>	100%	100%	100%	100%

問 8-2 この1年間に運動・スポーツをしましたか

全体では「2. しなかった」が最も多くなっています。

障がい別でも「2. しなかった」が最も多くなっています。



<障がい別／回答者数>

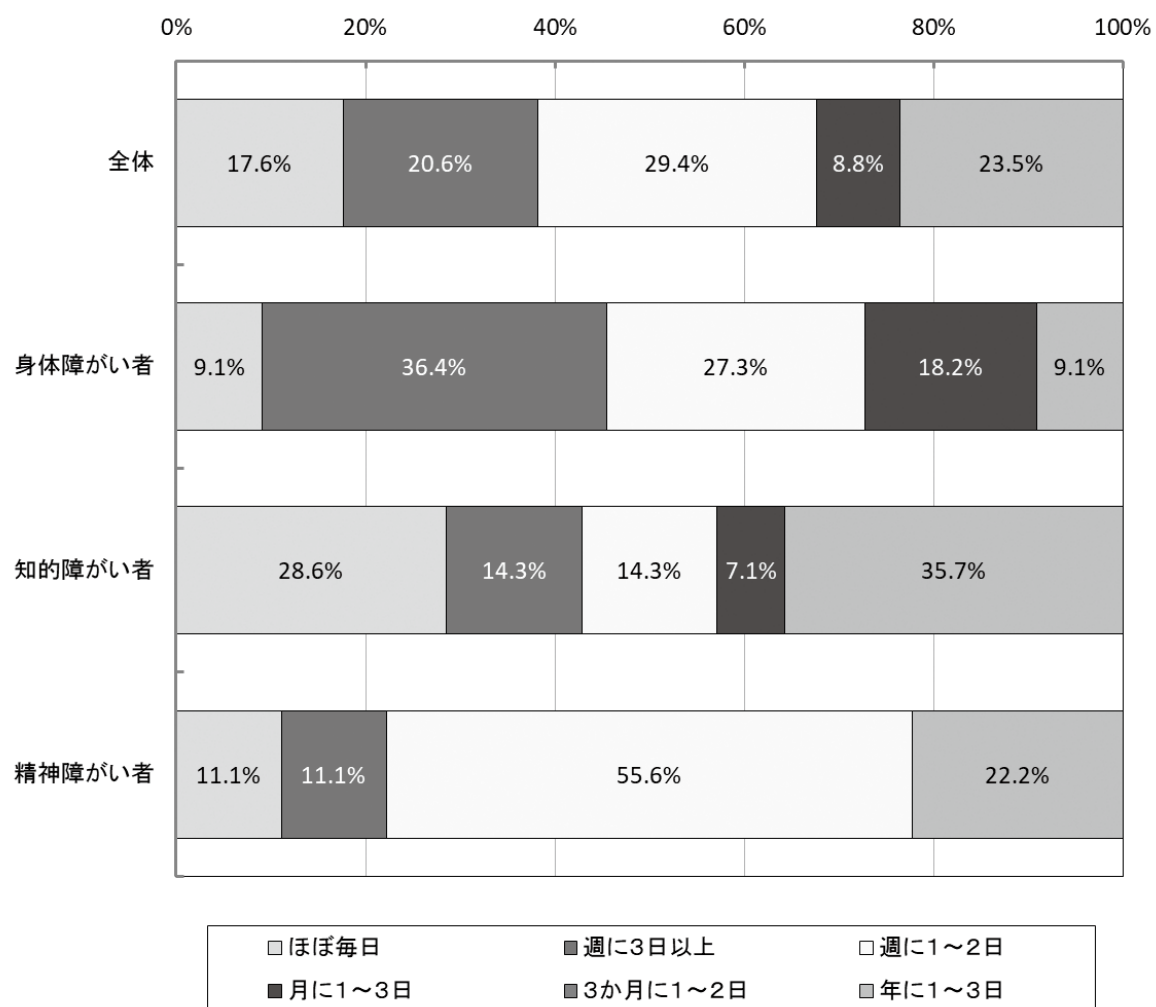
	全体 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. した	34	11	14	9
2. しなかった	64	30	20	14
<合計>	98	41	34	23

<障がい別／構成比>

	全体 (%)	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. した	34.7%	26.8%	41.2%	39.1%
2. しなかった	65.3%	73.2%	58.8%	60.9%
<合計>	100%	100%	100%	100%

問 8-3 運動・スポーツの頻度

全体では「1. ほぼ毎日」、「2. 週に3日以上」で約38%の運動・スポーツをしています。これを種別にみると、身体障がい者は約45%、知的障がい者は約42%、精神障がい者は約22%となっています。精神障がい者は「3. 週に1～2日」が約56%と回数は少なめですがしっかり運動をしています。



<障がい別／回答者数>

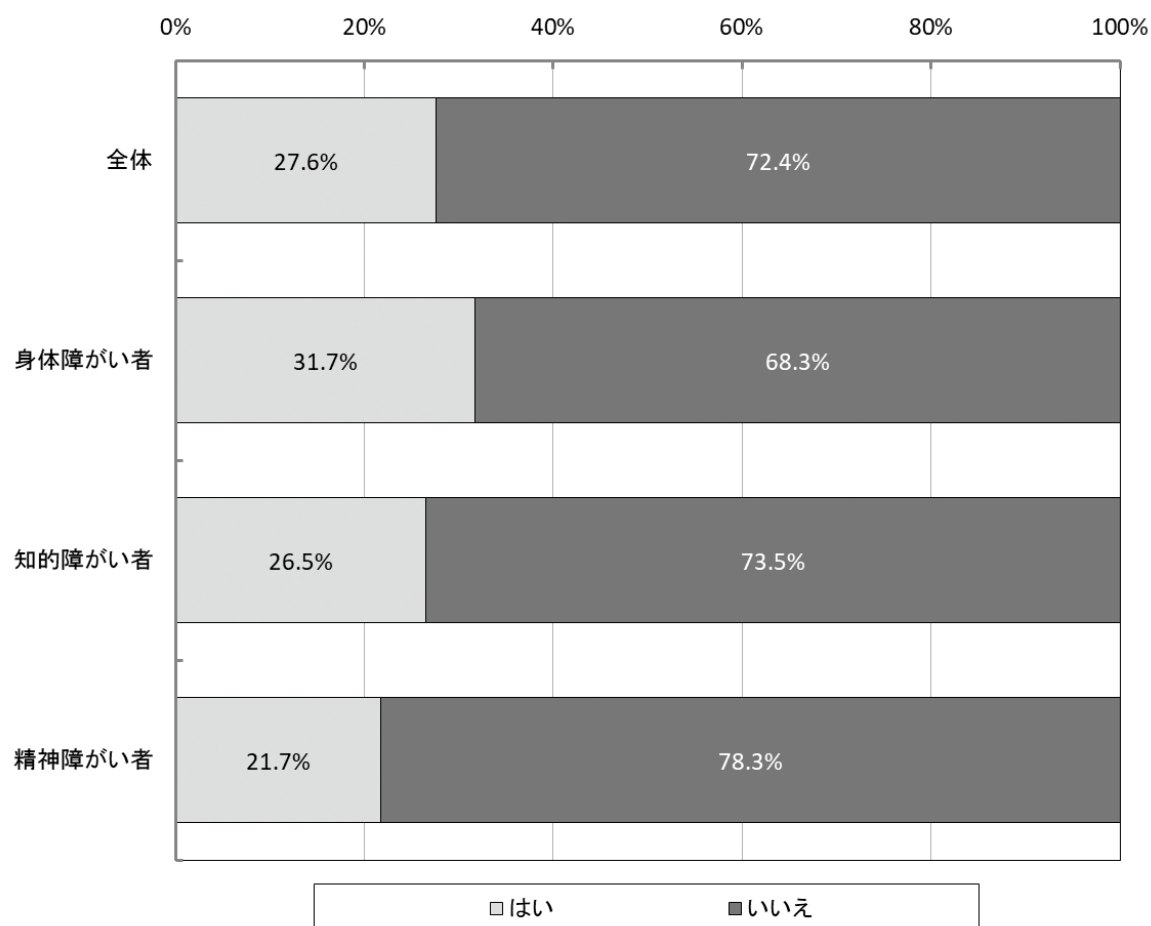
	全体 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. ほぼ毎日	6	1	4	1
2. 週に3日以上	7	4	2	1
3. 週に1～2日	10	3	2	5
4. 月に1～3日	3	2	1	0
5. 3か月に1～2日	0	0	0	0
6. 年に1～3日	8	1	5	2
<合計>	34	11	14	9

<障がい別／構成比>

	全体 (%)	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. ほぼ毎日	17.6%	9.1%	28.6%	11.1%
2. 週に3日以上	20.6%	36.4%	14.3%	11.1%
3. 週に1～2日	29.4%	27.3%	14.3%	55.6%
4. 月に1～3日	8.8%	18.2%	7.1%	0.0%
5. 3か月に1～2日	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 年に1～3日	23.5%	9.1%	35.7%	22.2%
<合計>	100%	100%	100%	100%

問 9 農業の仕事をしたと思いますか

全体では、「2. いいえ」が最も多くなっています。
障がい別でも、「2. いいえ」が最も多くなっています。



<障がい別／回答者数>

	全体 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)
1. はい	27	13	9	5
2. いいえ	71	28	25	18
<合計>	98	41	34	23

<障がい別／構成比>

	全体 (%)	身体障がい者 (%)	知的障がい者 (%)	精神障がい者 (%)
1. はい	27.6%	31.7%	26.5%	21.7%
2. いいえ	72.4%	68.3%	73.5%	78.3%
<合計>	100%	100%	100%	100%

問 10 現在、困っていること、不便に感じていること

●身体障がい者

No.	内 容
1	災害時に避難するときに誰が誘導してくれるのか、又、どこから連絡が来るのか。私はCOPDの患者であり、酸素を使用しています。動くのにとっても大変です。どのように指示してくれるのか大変不安である。(男性/70歳以上)
2	高額医療申請を毎月提出しなければならないので、簡素化できないのかと思っています。(女性/50～59歳)
3	町に出かけるとき、バスがたりない。(男性/70歳以上)
4	施設入居者が帰省した際に、市から看護師さんを借りられる制度を作ってほしい。まだ寝たきりになっていない障がい者です。病院ではなく、楽しみながら生活できる施設を望みます。(女性/40～49歳)
5	年金が少ない。(男性/50～59歳)
6	親の介護、及び将来の生活。(男性/50～59歳)
7	中野市にどのような福祉サービスがあるのか詳しく知りません。インターネットをしないので、冊子等をいただけるとうれしいです。(女性/50～59歳)
8	直接現在はありませんが、健康で元気であるならば安心なのですが。心臓手術で身障者手帳をいただき、ありがたく思っております。(男性/70歳以上)
9	①中野市全域で仕事がしたいのに無い!! 真剣に探しているのに誰も助けてくれないのが現実。 ②仕事が無い為、お金も無い。市に相談してもダメだった。 ③お店によって入店を断られるのが悲しい。かつば寿司がとくにきびしい。 ④障がい者に対して中野市全体の交通マナー最悪。足が不自由の為歩くのが遅いと邪魔扱い。車からは幅寄せ多数、当て逃げもありました。 ⑤生きていてもしかたがない気がする。早く死にたい。 ⑥信州中野駅が利用しづらい。 ⑦今現在、最低限度の生活もできません。(男性/50～59歳)
10	村生まれの自分にとって、町での生活はとなり近所がとにかくうるさくて、うわさ話ばかりしている、いやなお年寄りが多い。うんざりする。しかしここできしか生活出来ないの、我慢するしかない。相談できる人がほしい。(女性/50～59歳)
11	半身まひ、だんだん歩けなくなっている。バランスの悪さ、年のせいなのか、運動不足なのか不安になっている。自分でどう運動し、鍛えたらいいのか。マッサージなど受けた方がいいのか。(女性/60～69歳)
12	自由に走ることができなくて困る。(男性/70歳以上)
13	長電の終電が早い。(男性/50～59歳)
14	腸の病気(小腸、大腸)で現在も治療中です。難病なので仕事がなく困っています。1日3時間でいいので仕事があればお願いします。手先の仕事。シルバー人員希望。(男性/50～59歳)
15	立ヶ花の駅に広い駐車場があると便利になると思う。バスの便が少ないので長野まで外出することを躊躇してしまう。(女性/60～69歳)
16	ない。勉強を教えてもらえる塾のような所があればいいと思う。字を読んだり書いたりできるようになりたい。(男性/20～29歳)
17	私は外傷による左手手指と関節の障がい者で2種6級の障害手帳を持っていますが、何の特典もありません。農業をしながらシルバーで働いていましたが2年前、肩・ひざ痛・腰痛があり勤める事ができなくなり、今年は少しばかり作っていたりんごも消毒が大変になりやむなく切ってしまい、田も休耕している状態です。年金ぐらしではとてもやっていけない状態です。(女性/70歳以上)

●知的障がい者

No.	内 容
1	交通の不便。(車の運転が出来ないので買い物に行くには路線バスを利用しているが、1日数本と限りがあるため) 給料が少ないこと。(女性/40~49歳)
2	交通が不便。(男性/30~39歳)
3	農業の仕事をしているため、バスの不便を感じています。特に土、日、休日です。せめて土曜日にうごいてほしいと思います。(女性/30~39歳)
4	地域交通のバス・電車。(男性/40~49歳)
5	咳とまらないから毎日薬飲んで困っています。喘息になりやすい。(男性/40~49歳)
6	交通手段がないので、利用サービス(タクシーなど)の制度があれば助かります。(男性/0~9歳)
7	身の回りの世話をすべて母親にしてもらっているが、段々母親の体力が低下し、立つ、座るの支援も大変になっている。朝起きて寝るまですべてを母に支援してもらっている身として、親の加齢、高齢化は心配と思っている娘である。(女性/30~39歳)
8	今現在の時代でも差別があり、暮らしにくい。(男性/20~29歳)
9	買い物・病院に行くときバスがないと不便です。(女性/40~49歳)
10	これからもがんばってはりきって行きましょう。どうぞよろしく。(男性/40~49歳)
11	仕事先の充実。移動。収入の面で不安。(男性/10~19歳)
12	交通の利便性。(女性/20~29歳)
13	今のところ無いが(大変良くしてもらっている)、生活のリズムが変わるとパニックを起こしやすいので、いろいろな事にゆっくりと時間をかけてもらいたい。(男性/20~29歳)
14	働く意思があっても心身の状態等が安定しないので、福祉の事業所であっても働くことを続けることが困難。障がい者年金を受給しているが、2ヶ月に1度。金額もわずかなので自立したい、一人暮らしをしたいと思っても現状ですら生活が苦しい。(女性/20~29歳)
15	今の職場のシステムは私に合っていない。私は周辺の人々から敵意を持たれているんじゃないかと思える事。その他多すぎて書ききれない。(男性/30~39歳)
16	ふれあいバスを土曜日に運行してほしい。(男性/60~69歳)

●精神障がい者

No.	内 容
1	障がい者への偏見。(男性/30~39歳)
2	歩いて通える範囲に作業所が2箇所しかなく、もっと沢山あったらいいのになぁと思う。特に物を作って生産するような作業所があったら困らないのになぁと思う。収入があまりもらえないことなど。(女性/30~39歳)
3	外へ出ると「あの人きちがいなんだよ」と言われているようでしかたがない。(男性/50~59歳)
4	歩くことができない。風呂に入ることも、食事も食べさせてもらっていること。(女性/60~69歳)
5	結婚相手の女性が見つからない。(男性/40~49歳)
6	収入について、就労について悩んでいる。(男性/40~49歳)
7	障がい者である事を知人や友人に知られたくない。病院も長野市まで通っているが、自分で車の運転が出来ない時はバスや電車等で、実費は高く利用できないが、福祉に相談となると、知人が来たりケースワーカーだったら……と不安で、体調悪い時は引きこもるしか、私にはできません。(女性/40~49歳)
8	仕事をしないと年金だけでは生活しづらい事。(男性/50~59歳)
9	買い物が楽しいけど、行きたいときに行けなくて困る。(女性/50~59歳)

問 11 これからの中野市の障がい者福祉に望むこと

●身体障がい者

No.	内 容
1	何時でも困った時に連絡を何処に、又、担当者の方を決めて頂いた方が気軽に相談出来ると思う。是非そうしてほしいです。(男性／70歳以上)
2	問7にあった施策の重要性を感じるので、充実を希望します。(女性／50～59歳)
3	私は国民健康保険をしばらくの間、色々と事情があつて障害年金を頂いておりません。もし今からでも障害年金を頂けるのであれば頂きたいと思います。(女性／50～59歳)
4	障がい者の負担額を軽減してください。(女性／40～49歳)
5	年金を増やしてほしい。(男性／50～59歳)
6	障がい者が住みやすい生活、及び就職の仕事。(男性／50～59歳)
7	お出かけタクシーの制度は今後とも継続してください。(女性／70歳以上)
8	一人になった場合は障害者施設へ入所できるのですか？歩く事ができないので。(女性／50～59歳)
9	これからS23年生まれを中心に70代が大変な数で増えていきます。行政も本当に大変だと思います。生きている者が健康であれば医療費も安く上がりいいのですが。しかし20～25年後には人口が大きく減ります。病院も今の学校のようになりかねない。むずかしいですね。(男性／70歳以上)
10	①しょせん障がい者は普通の人と違うので、社会では必要とされてない。もっと協力してほしい。 ②一般企業も協力して就労場所を。 ③障がい者でも入店できるお店があれば助かるのですが？ ④福祉課に相談しても何も解決しない！！しょせんは他人事！！ ⑤障がい者になって右足切断したとき前の職場の上司から「足切断したんか？ざまあみろ！」と言われた（デリシアユーパレット中野西店です） ⑥原信中野店で勤務していて障がい者になった。よくなったらまた勤務しても良いと言われたが、現実店長・採用担当者からは、そのような障がいの人は雇えないと言われた。 ⑦障がい者になって世間から迫害が多い事を知った。 ⑧歩き方が変みたいで、中野警察の方々から度重なる職質された。 ⑨何故入店拒否するのか知りたいです。(男性／50～59歳)
11	低所得者の住居を多くしてほしい。新しい市役所の入口の階段ですが、全部がグレーの色で、私のような身体障がい者には段差がわかりづらく、こわいです。目ばりをつけてほしい。(女性／50～59歳)
12	8月からの福祉医療がよくわからない。(男性／50～59歳)
13	障がい者でも働ける職場を希望します。(男性／50～59歳)
14	1時間～2時間あるいは、2時間～3時間という短時間でも働きたいという希望を持っている障がい者は沢山いると思うので（ボランティアでも可）、橋渡しをするスタッフがいるといいなと思います。(男性／60～69歳)
15	工事現場でバイトしたい。ダンプの免許取りたい。(男性／20～29歳)
16	年をとっても暮らしやすい生活になったら良いと思います。介護保険料も上がったり、医療費も上がったり、年金暮らしではとても大変です。(女性／70歳以上)

●知的障がい者

No.	内 容
1	高れい者にはシルバー券としてバスの券とか出ているけど、障がい者の方にも特別に出して欲しいと思うのですが…。(例えばバス券、もみじ荘やまだらお湯、ぼんぼこの湯の入場券)(女性／40～49歳)
2	総合的に相談できるところ。(男性／30～39歳)
3	障がい者に対しての差別ない事と、土、日、休日にバスうごいてほしいと思います。(女性／30～39歳)
4	誰か第二の母親になってください。丈夫で無理のきく介護者が…。娘は思っています。(女性／30～39歳)
5	障がい者が利用できるグループホームが少なすぎる。障がい者が利用できる就労施設が少なすぎる。(女性／20～29歳)
6	健常な人と同じくらい障がい者も便利になるといい。池田市長になってから福祉が悪くなった。(男性／20～29歳)
7	仕事のはじめや終わりのとき、送迎の車やバスがあることをお願いします。(女性／40～49歳)
8	これからは障がい者は元気よく行きましょう。よろしくおねがいします。(男性／40～49歳)
9	利用できる制度等の情報の発信。(男性／10～19歳)
10	将来身寄りがなくなってしまった時に受けられるサービスを充実させてほしい。(女性／30～39歳)
11	それぞれの障害に合わせて、ゆっくり時間をかけて差別無く対応してもらいたい。(男性／20～29歳)
12	働く場所も、手当も、何かを相談したり話を聞いてくれる場所も全て、もっともっと充実させてほしい。(女性／20～29歳)
13	夏休み(特に)に色々な活動をしたい。
14	道路を平らにしてほしい。(男性／60～69歳)
15	保健、医療制度の充実はぜひやって下さい。そうなることを願っています。金銭面でも補助はできないのでしょうか(1ヶ月の収入が少ない人もいますので助かると思います)(女性／20～29歳)

●精神障がい者

No.	内 容
1	手当の充実。(男性／30～39歳)
2	パンやクッキーなどを作って売る障害者施設ができればいいのになぁと思います。上限制度がなくなりますが、ぜひ復活してほしい。私たちの収入は少ないので、少しでも安くすむなら安心できます。(女性／30～39歳)
3	一緒に住んでいる人が共倒れせぬよう、きびんな対応をしてほしい。(女性／60～69歳)
4	経済的な面で充実してほしい。(女性／60～69歳)
5	老後も心配なく暮していけること。(男性／40～49歳)
6	障がい者と健康な人がより良く生きる社会。(男性／40～49歳)
7	(問7の質問は)すべて重要な事だと思いますので、質問する事自体おかしい。(女性／40～49歳)
8	プライバシーを守るには、地元で暮らすのはとても大変です。色々な手続きの窓口が1つになると助かる。相談する人が決まっていたら、安心して話せる。離婚問題で弁護士に付き添ってくれる人が居ると、心強い。いざという時に助けてくれる人が欲しいです。(女性／40～49歳)
9	仕事の紹介。(男性／50～59歳)
10	買い物の付き添いをもっとしてほしい。(女性／50～59歳)

2 障がい者等の動向

(1) 身体障がい者

①身体障がい者数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	0～5 歳	6～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	75歳 以上	合計	人口	割合
H10年度	8	32	80	427	365	361	1,273	43,218	2.9%
H11年度	7	35	82	430	340	414	1,308	43,203	3.0%
H12年度	9	32	78	419	364	420	1,322	43,095	3.1%
H13年度	11	31	75	414	379	449	1,359	43,081	3.2%
H14年度	8	30	75	423	362	459	1,357	43,214	3.1%
H15年度	4	31	81	430	395	482	1,423	43,193	3.3%
H16年度	3	34	81	495	450	622	1,685	48,066	3.5%
H17年度	3	33	81	491	436	686	1,730	46,788	3.7%
H18年度	3	29	86	451	456	718	1,743	46,487	3.7%
H19年度	4	25	93	467	457	760	1,806	46,348	3.9%
H20年度	6	24	86	438	436	768	1,758	46,132	3.8%
H21年度	11	22	80	453	455	859	1,880	45,830	4.1%
H22年度	9	22	76	479	435	899	1,920	45,638	4.2%
H23年度	11	21	83	476	446	913	1,950	45,432	4.3%
H24年度	7	25	74	445	450	958	1,959	45,062	4.3%
H25年度	6	27	72	443	469	951	1,968	44,627	4.4%
H26年度	5	25	69	440	486	985	2,010	44,206	4.5%
H27年度	4	25	75	423	484	954	1,965	43,909	4.5%
H28年度	4	25	76	394	464	953	1,916	43,530	4.4%
H29年度	4	24	73	375	443	967	1,886	43,142	4.4%

②障がい種別 身体障がい者数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	肢体 不自由	視覚	聴覚	平衡	音声 言語	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	肝臓	合計
H10年度	786	95	106	2	14	162	62	19	25	2		1,273
H11年度	819	88	106	2	16	163	63	23	25	3		1,308
H12年度	828	94	102	2	16	165	63	26	24	2		1,322
H13年度	845	89	107	2	15	173	71	30	25	2		1,359
H14年度	845	85	102	2	16	175	67	37	25	3		1,357
H15年度	872	88	108	2	14	182	84	34	37	2		1,423
H16年度	1,044	102	126	2	18	209	91	45	46	2		1,685
H17年度	1,077	102	129	3	19	217	88	44	47	4		1,730
H18年度	1,116	90	105	4	21	223	88	44	48	4		1,743
H19年度	1,176	94	105	2	15	231	90	38	51	4		1,806
H20年度	1,109	96	123	1	18	234	90	33	49	5		1,758
H21年度	1,184	102	123	1	15	246	104	40	60	5		1,880
H22年度	1,195	102	131	1	14	268	109	35	60	5		1,920
H23年度	1,207	101	138	1	14	268	109	36	70	6		1,950
H24年度	1,216	99	143	1	14	264	108	36	72	6		1,959
H25年度	1,225	94	143	1	13	273	117	31	65	3	3	1,968
H26年度	1,252	91	148	1	15	287	119	26	65	3	3	2,010
H27年度	1,225	92	143	1	14	284	106	26	69	3	2	1,965
H28年度	1,194	91	138	1	13	287	91	29	67	3	2	1,916
H29年度	1,166	90	139	1	14	283	88	30	70	3	2	1,886

※区分：肝臓は、H25年度から新設

③障がい程度別 身体障がい者数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
H10年度	330	276	270	219	107	71	1,273
H11年度	350	275	277	233	101	72	1,308
H12年度	348	281	284	237	105	67	1,322
H13年度	360	276	294	253	108	68	1,359
H14年度	374	258	273	277	111	64	1,357
H15年度	401	276	266	298	120	62	1,423
H16年度	459	320	332	360	143	71	1,685
H17年度	380	346	379	399	147	79	1,730
H18年度	372	339	381	408	157	86	1,743
H19年度	484	317	352	413	153	87	1,806
H20年度	474	299	345	414	139	87	1,758
H21年度	508	312	377	445	146	92	1,880
H22年度	528	302	378	459	152	101	1,920
H23年度	457	301	411	521	156	104	1,950
H24年度	457	302	409	538	149	104	1,959
H25年度	458	291	421	550	147	101	1,968
H26年度	473	286	433	553	162	103	2,010
H27年度	466	273	403	541	174	108	1,965
H28年度	455	262	400	521	172	106	1,916
H29年度	438	255	395	521	175	102	1,886

④原因別 身体障がい者数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	交通事故	労働災害	その他の事故	戦傷・戦病	戦災	先天的疾病	後天的疾病	合計
H10年度	51	33	11	7	0	132	1,039	1,273
H11年度	52	34	8	6	0	135	1,073	1,308
H12年度	50	42	6	5	0	128	1,091	1,322
H13年度	49	37	8	5	0	121	1,139	1,359
H14年度	51	44	20	8	0	125	1,109	1,357
H15年度	50	45	21	4	0	126	1,177	1,423
H16年度	50	56	24	6	0	140	1,409	1,685
H17年度	47	54	26	5	0	140	1,458	1,730
H18年度	49	54	27	5	0	144	1,464	1,743
H19年度	47	55	36	5	0	137	1,526	1,806
H20年度	46	55	40	4	0	138	1,475	1,758
H21年度	48	55	45	4	0	147	1,581	1,880
H22年度	48	55	46	4	0	149	1,618	1,920
H23年度	48	48	45	1	0	150	1,658	1,950
H24年度	47	48	46	2	0	144	1,672	1,959
H25年度	47	46	47	1	0	142	1,685	1,968
H26年度	45	46	51	1	0	141	1,726	2,010
H27年度	48	46	53	1	0	140	1,677	1,965
H28年度	47	45	48	1	0	145	1,630	1,916
H29年度	44	43	52	1	0	144	1,602	1,886

(2) 知的障がい者

① 知的障がい者数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	0～5 歳	6～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	75歳 以上	合計	人口	割合
H10年度	13	36	91	49	4	3	196	43,218	0.45%
H11年度	17	49	94	54	4	4	222	43,203	0.51%
H12年度	15	52	97	52	4	4	224	43,095	0.52%
H13年度	10	58	99	58	5	1	231	43,081	0.54%
H14年度	12	54	104	60	5	5	240	43,214	0.56%
H15年度	9	61	107	56	5	4	242	43,193	0.56%
H16年度	5	66	120	63	5	6	265	43,065	0.62%
H17年度	5	70	122	47	5	6	255	46,788	0.55%
H18年度	8	69	133	42	8	3	263	46,487	0.57%
H19年度	11	74	145	56	7	1	294	46,348	0.63%
H20年度	10	74	145	67	8	3	307	46,132	0.67%
H21年度	10	75	157	67	9	4	322	45,830	0.70%
H22年度	6	79	161	71	11	3	331	45,638	0.73%
H23年度	6	81	165	84	11	3	350	45,432	0.77%
H24年度	4	81	175	87	13	3	363	45,062	0.81%
H25年度	5	70	185	94	11	4	369	44,627	0.83%
H26年度	3	70	185	118	15	6	397	44,206	0.90%
H27年度	4	67	193	120	19	7	410	43,909	0.93%
H28年度	8	73	193	121	19	8	422	43,530	0.97%
H29年度	10	74	198	123	19	7	431	43,142	1.00%

②障がい程度別 知的障がい者数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	重度	中度	軽度	合計
H10年度	77	82	37	196
H11年度	88	93	41	222
H12年度	95	90	39	224
H13年度	98	92	41	231
H14年度	101	94	45	240
H15年度	102	93	47	242
H16年度	110	118	63	291
H17年度	93	104	58	255
H18年度	94	103	66	263
H19年度	104	110	80	294
H20年度	92	135	80	307
H21年度	106	125	91	322
H22年度	110	126	95	331
H23年度	116	130	104	350
H24年度	122	128	113	363
H25年度	121	132	116	369
H26年度	128	143	126	397
H27年度	131	147	132	410
H28年度	137	145	140	422
H29年度	139	139	153	431

(3) 精神障がい者

①疾病別 精神障がい者数の推移（医療費公費負担対象者）

（単位：人）（各年度末現在）

		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
統合 失調症	措置入院		1	1				3	1		0	0	2	2	3
	医療保護入院	13	17	10	16	24	29	21	28	14	5	19	23	20	28
	自立支援医療	465	452	489	545	583	587	525	548	543	507	531	523	534	516
躁うつ病	措置入院										0	0	0	0	1
	医療保護入院	1	2	1		3	3	3	2	4	2	1	2	4	5
	自立支援医療	580	494	520	389	398	460	449	457	460	417	417	459	449	464
神経症・ 心因反応	措置入院										0	0	0	0	0
	医療保護入院					1					2	2	4	3	5
	自立支援医療	41	15	16	23	16	22	20	40	43	43	45	54	60	68
てんかん	措置入院										0	0	0	0	0
	医療保護入院	1	1								0	0	0	0	0
	自立支援医療	73	55	58	51	54	53	50	51	53	51	52	56	55	56
脳器質性 精神障害	措置入院										0	0	0	0	0
	医療保護入院	1	1								2	2	2	9	0
	自立支援医療	8		1	3						12	10	10	11	11
アルコール 精神病	措置入院										0	0	0	0	0
	医療保護入院		1	1	1	1	1		1	1	1	0	2	1	0
	自立支援医療	9	6	7	9	4	5	6	7	9	10	11	15	12	20
知的障害	措置入院										0	0	0	0	0
	医療保護入院						2		1	1	0	1	1	2	0
	自立支援医療		1	1	15	8	10	3	23	22	11	7	10	9	13
その他	措置入院										0	0	0	0	0
	医療保護入院	1	1	4	3	5	8	2	3		0	8	2	2	8
	自立支援医療	93	139	145	5	33	35	59	20	20	18	21	24	32	30
計	措置入院	0	1	1	0	0	0	3	1	0	0	0	2	2	4
	医療保護入院	17	23	16	20	34	43	26	35	20	12	33	36	41	46
	自立支援医療	1,269	1,162	1,237	1,040	1,096	1,172	1,112	1,146	1,150	1,069	1,094	1,151	1,162	1,178
合計		1,286	1,186	1,254	1,060	1,130	1,215	1,141	1,182	1,170	1,081	1,127	1,189	1,205	1,228

H16～24年度までは「通院公費」

(4) 難病患者

① 平成25年度までの難病患者数

(単位：人) (各年度末現在)

番号	疾患名	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	ペーチェット病	8	6	7	6	5	5	5	4	4	4
2	多発性硬化症	6	8	7	7	9	8	8	9	9	9
3	重症筋無力症	5	4	5	5	5	6	6	8	9	9
4	全身性エリテマトーデス	16	14	14	13	13	17	17	18	22	23
5	スモン	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
6	再生不良性貧血	6	7	8	8	8	9	9	7	7	7
7	サルコイドーシス	7	7	10	9	9	10	9	10	12	12
8	筋萎縮性側索硬化症	2	2	2	2	4	2	2	3	3	4
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	14	14	14	14	14	15	17	18	16	18
10	特発性血小板減少性紫斑病	11	10	10	10	8	7	10	12	14	15
11	結節性動脈周囲炎	3	3	2	3	2	4	4	4	3	5
12	潰瘍性大腸炎	39	43	44	49	50	48	53	57	61	60
13	大動脈炎症候群	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
14	ピュルガー病	3	3	4	4	4	5	5	5	4	4
15	天疱瘡	2	2	3	3	2	2	1	1	2	2
16	脊髄小脳変性症	2	3	4	5	5	5	6	9	9	10
17	クローン病	4	3	4	5	6	7	9	8	8	9
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	1	1	1	1	1				
19	悪性関節リウマチ										0
20	パーキンソン関連疾患	35	36	37	39	41	44	46	45	44	43
21	アミロイドーシス										0
22	後縦靱帯骨化症	11	12	10	11	11	9	11	13	14	11
23	ハンチントン舞踏症	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	ウイルス動脈輪閉塞症	2	3	2	2	4	3	4	4	4	4
25	ウエゲナー肉芽腫症	1	1	1	1	2	1	2	2	2	4
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	3	3	4	4	4	4	5	4	5	5
27	多系統萎縮症(シャイ・ドレーガー症候群)	2	4	4	3	3	3	4	4	3	3
28	表皮水疱症										
29	膿疱性乾癬										

番号	疾患名	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
30	広範脊柱管狭窄症					1					0
31	原発性胆汁性肝硬変	3	3	3	3	3	3	4	5	2	2
32	重症急性膵炎										
33	特発性大腿骨頭壊死症	4	4	4	5	4	6	6	7	6	11
34	混合性結合組織病	3	3	2	2	2	1	1	2	2	2
35	原発性免疫不全症候群	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
36	特発性間質性肺炎		1	1	1	2	2	4	4	5	4
37	網膜色素変性症	6	6	7	7	7	7	8	8	8	8
38	プリオン病										
39	原発性肺高血圧症										0
40	神経線維腫症						1	1			0
41	亜急性硬化症全脳炎										
42	バッド・キアリ症候群										
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)										0
44	ライソゾーム病(ファビリー病)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
45	副腎白質ジストロフィー										
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)										
47	脊髄性筋萎縮症							1	1	1	1
48	球脊髄性筋萎縮症										
49	慢性炎症性脱髄性多発神経症						1	1	2	2	2
50	肥大型心筋症										0
51	拘束型心筋症										
52	ミトコンドリア病										0
53	リンパ脈管筋腫 (LAM)										
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)										
55	黄色靱帯骨化症									1	1
56	間脳下垂体機能障害						2	7	8	8	8
91	溶血性貧血										
92	汎発性血管内血液凝固										
99	先天性血液凝固因子障害	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2
	合計	209	217	225	231	238	247	275	292	300	310

② 平成26年度以降の難病患者数

(単位：人) (各年度末現在)

番号	疾患名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
2	筋萎縮性側索硬化症	5	3	6	6
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1
5	進行性核上性麻痺		1	2	2
6	パーキンソン病	49	54	56	59
7	大脳皮質基底核変性症				
8	ハンチントン病	1	1	1	1
11	重症筋無力症	10	13	13	13
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	9	9	9	6
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	1	1	0
17	多系統萎縮症	3	5	4	2
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	10	6	8	9
19	ライソゾーム病	1	1	1	1
21	ミトコンドリア病	4			
22	もやもや病		4	4	4
28	全身性アミロイドーシス	2	3	3	1
34	神経線維腫症				
35	天疱瘡	1	1	1	1
40	高安動脈炎	2	2	2	1
41	巨細胞性動脈炎			1	
42	結節性多発動脈炎	2	1		
43	顕微鏡的多発血管炎	4	3	3	4
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	4	4	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症				
46	悪性関節リウマチ		5		
47	バージャー病	4	1	5	1
49	全身性エリテマトーデス	23	21	21	19
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	13	14	12	11
51	全身性強皮症	12	12	12	12
52	混合性結合組織病	2	2	2	0
53	シェーグレン症候群				
54	成人スチル病				
55	再発性多発軟骨炎		1	2	2
56	ベーチェット病	4	4	3	3
57	特発性拡張型心筋症	6	5	6	7
58	肥大型心筋症				
60	再生不良性貧血	7	8	8	3
61	自己免疫性溶血性貧血		15	15	
63	特発性血小板減少性紫斑病	13	16	4	12
65	原発性免疫不全症候群	2	4	8	4

番号	疾患名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
66	IgA腎症		6	3	8
67	多発性嚢胞腎		3	2	3
68	黄色靱帯骨化症	2	3	9	2
69	後縦靱帯骨化症	10	8		9
70	広範脊柱管狭窄症			16	
71	特発性大腿骨頭壊死症	10	13	3	14
72	下垂体性ADH分泌異常症	3	3	2	1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	2	2	2	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	3	3
78	下垂体前葉機能低下症	1	1	1	1
84	サルコイドーシス	14	14	13	4
85	特発性間質性肺炎	4	4	7	11
86	肺動脈性肺高血圧症	1	1	1	1
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症				
90	網膜色素変性症	9	8	8	5
93	原発性胆汁性胆管炎	1	1	2	0
94	原発性硬化性胆管炎				
95	自己免疫性肝炎		1		
96	クローン病	10	9	8	9
97	潰瘍性大腸炎	62	68	62	38
98	好酸球性消化管疾患			1	1
113	筋ジストロフィー	0	1	1	2
158	結節性硬化症	0	1	1	0
162	類天疱瘡	0			0
163	突発性後天性全身性無汗症	0			
167	マルファン症候群	0	1	1	1
191	ウェルナー症候群	0			1
220	急速進行性糸球体腎炎	0			
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	1	1	1
222	一次性ネフローゼ症候群	0	3	5	5
227	オスラー病	0			
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0			
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	0			1
271	強直性脊椎炎	0	1	1	1
274	骨形成不全症	0			
283	後天性赤芽球癆	0			
300	IgG4関連疾患	0	1	3	2
306	好酸球性副鼻腔炎	0			
	合計	326	377	374	312

3 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法第(昭和26年法律第45号)107条の規定により策定された「中野市地域福祉計画」及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条「中野市障がい者計画」の策定にあたり、必要な措置を講ずるため、中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の内容に関する事項
- (2) その他計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 住民代表
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者

3 市長は、前項第1号の委員を依頼するに当たっては、公募その他の適切な方法によって依頼するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から中野市地域福祉計画・障がい者計画策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

4 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体
委 員 長	高木 幹男	中野市社会福祉協議会
副委員長	田中 潔	中野市民生児童委員協議会
委 員	丸山 哲	高水福祉会
委 員	野村 裕子	北信総合病院
委 員	足立 恒	佐藤病院
委 員	花岡 欣二	飯山公共職業安定所
委 員	井出 英樹	北信圏域障害者総合相談支援センター
委 員	斉藤 勝彦	やまとサービスセンター
委 員	清水 美鶴	NPO法人ぱーむぼいす
委 員	臼井 辰夫	中野市身体障がい者福祉協会
委 員	千葉 彰	中野市手をつなぐ育成会
委 員	町田 圭子	中野市精神障がい者家族会
委 員	大塚 一夫	中野市老人クラブ連合会
委 員	宮澤 章仁	中野広域シルバー人材センター
委 員	吉家 秀樹	中野市青少年健全育成連絡協議会
委 員	涌井 純生	中野市ボランティア連絡協議会
委 員	中村 幹夫	公募委員

第2次中野市障がい者計画

作成者：中野市健康福祉部福祉課

作成日：2019（平成31）年3月